

平成23年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成23年3月2日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	9番	中西和夫
10番	浦野圭司	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	安藤容子
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	栗本裕美	総務部長	清水建也
総務課長	乾善亮	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	西川肇	税務課長	加藤恵三
福祉課長	佐藤滋生	福祉課参事	清水修一
国保医療課長	西巻昭男	国保医療課参事	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	今西弘至

観光産業課長	川端伸和	都市整備課長	加藤保幸
会計管理者	野崎一也	教委総務課長	植村俊彦
生涯学習課長	黒崎益範	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	清水孝悦	下水道課長	上田俊雄

---

## 1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 14番 木澤議員

- 1、公募型補助金制度について
  - ①町の認識とこの間の取り組み状況について。
  - ②今後の取り組みについて。
- 2、住民参加の町づくりと町の活性化について
  - ①担い手づくりの取り組みについて。
  - ②今後の町活性化戦略について。
- 3、子ども・子育て新システムについて
  - ①町の認識について。
  - ②実施された場合の斑鳩町への影響について。
- 4、公園の充実について
  - ①現状の認識と今後の整備方針について。

〔2〕 15番 木田議員

- 1、焼却場廃止について

全体的なスケジュールについて。

  - ①積替え場所の設置について。
  - ②生ごみ収集と進捗について。
  - ③生ごみバケツの補助について。
  - ④最終的な焼却場の利用について。
  - ⑤補償工事の考え方について。
  - ⑥地元自治会への説明会開催について。
- 2、富雄川、三代川について

2月23日より富雄川の浚渫について。

①ここ数年、毎年実施されているが、河川改修の進捗について。

②三代川の溢水について。

3、都市計画道路法隆寺線の残存物件について

①現在の進捗とその結果報告について。

〔3〕 13番 里川議員

1、住宅施策について町の考え方を聞きたい

①耐震診断・耐震改修の助成について。

②住宅リフォームの助成について。

③景観計画などに基づく景観保持のための個人住宅の過度の負担に助成することについて。

2、地上デジタル放送移行まで5ヶ月を切った現状について

①斑鳩町の皆さんはテレビを見れなくなってしまうということがないように、対策が必要だけれども、状況把握はされているか。

3、介護保険の制度改正について今年度検討されるが、政府案の問題点について

①軽度者・認知症・1人ぐらし・老人世帯などの対策について。

4、被保険者が苦しんでいる国保税について

①高すぎる国保税と広域化の問題。

〔4〕 3番 中川議員

1、峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償請求控訴事件について

①裁判の結果について。

②奈良地方裁判所から最高裁判所までの費用について。

③裁判での費用は原告に請求できるのか。

④同様の裁判は何件ぐらいあったのか。

⑤原告の中に、議員または元議員であった方は何名おられるのか。

⑥全体でどれぐらいの費用がかかったのか。

〔5〕 10番 浦野議員

1、自治会集会所について

①地方自治において自治会活動は必須ですが、自治会の活動拠点となる自治会館の設置について問う。

2、国道25号線の歩道設置について

①龍田地区で猫坂付近から龍田大橋バス停付近まで国道沿いに歩道設置が計画中であるが、今後のスケジュールと歩道に埋設予定の上下水道管について問う。

3、景観条例について

①当町は奈良県内でも歴史的遺産の存在する特別な景観形成地域として指定を受けたが、景観条例制定後の当町の目指す景観について問う。

4、財政健全化について

①平成の地方自治体間の合併も一段落し、当町は旧来どおり単独で再出発したが、経済情勢が芳しくない中、財政健全化についてどのような施策を考えているのかを問う。

5、地方自治体の権限移譲について

①関西広域連合体、あるいは道州制とか国から地方自治体に権限移譲をしていく考え方がマスコミで取り上げられているが、このことについてどう考えておられるのかを問う。

〔6〕4番 吉野議員

1、町広報板の管理状況について

①斑鳩町広報掲示板使用時の指導について。

2、斑鳩バイパスについて

①「やすらぎゾーン」（岩瀬橋～三室交差点）について町の認識を問う。  
②「環境影響評価」の実施について。

3、住民サービスについて

①住民（顧客）対応について。

〔7〕5番 伴議員

1、行政が行う、街づくりへの「カラーユニバーサルデザイン」の導入について

①身体の不自由な方に対する、バリアフリーと呼ばれる対策をとっておられるように、色の区別がつきにくい等の色覚障害をお持ちの方々のために、色使いに配慮した公共施設の案内表示や町が発行するハザードマップ・広報等の印刷物に色使いの配慮は現在なされているのか伺

う。

②みんなにやさしい街づくりは大きな予算をかけなくても、ちょっとしたアイデアや心遣いで実現できるものも多くあると思うが、これまでの施策のなかで、これは良かったと思える事業と今後考えておられる事業を伺う。

2、民生委員・児童委員の活動について

- ①委員の活動、現状について。
- ②資格、身分、職務内容について。
- ③今後の課題について。

〔8〕 11番 飯高議員

1、各種ワクチンの状況とがん教育の推進について

- ①各種ワクチンの接種状況等について問う。
- ②学校現場における「がん教育」の推進について問う。

2、脳脊髄液減少症について

- ①脳脊髄液減少症の認識について問う。
- ②教育現場での対応について問う。

3、「無縁社会」の問題対策について

- ①高齢者の孤立化について問う。
- ②高齢者を支える地域ネットワークづくりについて問う。

4、高齢者優待券について

- ①高齢者優待券の目的について問う。
- ②今後の高齢者優待券のあり方について問う。

5、安心・安全の水道供給について

- ①水道施設の耐震化について問う。
- ②良質な水の供給について問う。

6、観光・商工・農業の活性化について

- ①観光・商工・農業の連携による活性化について問う。
- ②ニューツーリズムについて問う。

---

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目として、公募型補助金制度についてということで書かせていただいております。これは、2005年の12月議会で、町長の施政方針の中で、公募型補助金制度を検討、実施していくという方向性が示され、私も一般質問をさせていただきました。今ある制度を見直し、補助金をより有効に、また住民の皆さんがより使い勝手のいいようにしていくということに大いに期待をしていたのですが、その後どうなったのか。委員会等にもなかなか報告もありませんでしたので、今回改めて一般質問に挙げさせていただきました。この間の経過も含めて公募型補助金制度に対する町の認識についてお尋ねいたします。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今、ご紹介がございましたように、小城町長の平成17年11月、臨時会でございますけれども、その施政方針におきまして次のように述べられております。「時代の変化にともなう多様な住民ニーズに応え、地域における自立した住民活動を支援するため、自主的・主体的な住民活動を支援する『（仮称）公募型補助金制度』の検討を行い、平成19年度には創設してまいりたい」というふうにしていたところでございます。

このために、既に支援策を導入されておられます先進地等の事例を研究の上、本町における支援策を検討し、平成19年度には制度の創設、また制度創設後におきましては、住民と行政の協働を前提といたしまして、住民意識の高揚と行政の意識改革の中で、公平性、透明性、公益性が確保され、住民の利益に役立つような活動を支援する枠組みとして、さらに補助金の見直しを予定をしていたところでございます。

実際の作業につきましてはおくれておったところでございますが、昨年12月に議決

をいただきました第4次斑鳩町総合計画につきましては、平成20年度に調査業務等策定作業に着手したところでございます。その検討作業におきまして、今後は「住民の参加と協働」によるまちづくりを進めていくことをより大きなテーマとしていくことが重要であると位置づけられたところでございます。

このことから、今後も協働と補助のあり方につきまして検討を行いながら、住民の皆様方と共にまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 作業がおくれていたというふうにお答えいただきましたけども、結構年数がたっていますけど、単純に作業がおくれていただけと、この間ですね、いうふうに理解しておいたらよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） そういうふうにご理解いただいたらと思います。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、②点目の今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思えます。

私も他の市町村でこの公募型補助金制度を導入されているところの要綱などをちょっと見せていただくと、大体この公募型補助金というのは、これまで運営費に対する補助という考え方で出されてきた補助金が、事業費に対する補助というふうに切りかえるということがメインになってきているというふうに理解をいたしております。補助金の性質上、そうした事業費に対する補助ということに切りかえるという方向性については理解は出来るのですが、特に公益性を重視するということについてちょっと気になるなあとという点があるんです。例えば、総合計画の中でも、「住民の参加と協働」ということをメインにうたっておりますが、例えば町の事業などに協力する形でないと補助金が出ないということになりはしないのかなという点をちょっと心配しています。実際に、子育てサークルなどといった福祉の分野とか生涯学習や社会教育といった分野の活動に対する補助については、公益性の観点からすると、削除をされてしまわないかなというような心配があるんですけれども、そうした点については、町としてどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） ただいま事例として挙げていただきました子育てサークルで



ありますとか社会教育に関する事業につきまして懸念を抱いておられるということでございますけども、当然町の行政の進めていく方針がございます。その中で一定の合致を見ることも必要になってくるのではないかと思いますけども、即それが、町の事業と直結することを条件とすることについては、今後の検討課題ではございますが、そういったことも含めて十分に配慮しながら検討していきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうしたことで、これまでのように、やはり住民の皆さんの自主的な活動を広く支援すると、広げていくという立場で、今後具体的に分野を決めて公募をしていくか、という形にするかどうかというのはまたこれからの話になるかなあというふうに思うんですけども、あともう1点、今現在実際に補助金を出している団体については、この補助金制度が変わることによってどんな影響が出るというふうに考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今現在補助金を出している団体、運営補助も含めてたくさんございますけども、そういった補助団体につきましても見直しの、見直しといたしますか、検討作業の中に含めて一つ一つを検討して、どうしていくのか、単なる運営補助でいいのか、それとも事業費補助に変える必要があるのかということも含めて検討をしてみたいという方針でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、出している補助金についても、その中でどんな使われ方をしているかというところについては、町としてもやはり実態をきちんと把握していただいて、今後、どういうあり方にしていくのか検討をしていかれるというふうに思いますけども、他の市町村では、この公募型補助金制度を創設するに当たりまして、審議会等を設置して、住民の方にもそこに入っていただいて検討をしているというような体制をとっているところが結構多くございます。

ただ、この見直しをするに当たって、ともすれば事業仕分けのように削減ありきで進んでしまうようなことがあってはならないというふうに思っています。そうした点については、先ほど部長、検討すると、十分思料するというようにお答えをいただいておりますので、今、行っている住民の自主的な活動が縮小されていくというようなことのないように、また十分に検討をしていただいて、よりよい補助金の活用を求めておきたい

というふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目に移らせていただきます。2点目としては、住民参加のまちづくりと町の活性化についてということで挙げさせていただいておりますが、今回お尋ねしたいのは、特に観光を中心とした取り組みについてです。町の第4次総合計画の中でも、観光の分野で示されているように、斑鳩町には法隆寺をはじめとした貴重な文化財や寺社、遺跡など多様な文化遺産があり、100万人近い観光客が訪れるにもかかわらず、法隆寺のみを拝観する拠点通過型の観光が中心となっているため、経済的な効果としては非常に薄いものとなっています。

そうしたことから、これまでも滞在型の観光を目指した検討が行われてきましたが、よく聞くのは、町内にホテルや旅館があれば宿泊してお金を落としてくれるのではないかとといったハード面での充実を求める声でした。しかし、近年、観光立町として成功をしているところの取り組みを見ると、住民の生活習慣やその地域に昔からある風習など、むしろそのまち自身が持っている個性や魅力を再認識しそれを生かすというソフト面での充実が成功のかぎとなっているようです。また、経済的効果だけでなく、町民みずから自分たちの住むまちの魅力を再認識することで、自分たちの住むまちに誇りを持ち住み続けることが出来るようなまちを育てるという視点、第4次総合計画で示されている「観光のまちづくりの推進」という方向性は、町民の活力を充実しまち全体を活性化させるために非常に大事な点だと感じています。このように、新たな視点で具体的に観光のまちづくりや、また観光、商工、農業を一体として町の活性化を進めようとしている町の姿勢については理解をしているということを申し上げた上でお尋ねをしたいと思います。

①点目の担い手づくりの取り組みについてですが、先日来、商工会の皆さんが中心となって「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」という連続講座を開催していただいております。私は初日しか参加出来ずに非常に残念だったんですが、参加させていただき、非常に実践的でわかりやすく、しかもおもしろい講座だったと感じました。また、それ以前にも、大学の教授などを中心としたまちづくりの講座をやっていただきましたが、どちらも役場の地下を会場にしていたんですが、非常によい取り組みなので、もっと町民全体に呼びかけて多くの町民に参加してもらおうべきではないかと感じました。

町としても、この間の連続講座で、これからのまちづくりを担っていくべき核となるものをつくっていかうという思いを持って取り組みをしていただいているというふうに

と思いますが、この町全体に広く呼びかけて担い手を育てていくという点についてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者がおっしゃっていただきました「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」ということを先日開催したわけですが、ここでまず奈良県の商工業の状況ということでちょっと説明をさせていただきたいと思っておりますが、奈良県消費拡大に関する調査結果について、まずちょっと説明をさせていただきます。

奈良県消費拡大に関する調査の結果を見ますと、県民1世帯当たりの1カ月平均消費支出は、全国でも10位と上位になっております。しかし、その消費の多くは県外へ流出する状況となっております、この流出額は県全体でも年間4,850億円にもなるということがございます。また、県外で商品購入の理由は、いいものが多い、安いものが多い、サービスが充実しているなどが代表的なものとなっております、斑鳩町も同様な状況であると考えております。

このような状況の中で、町内の商工業の方々におかれましても、魅力ある店舗を展開しようと努力をされておるところでございますが、現時点までは有効な解決策が見出せてないというのが現状でございます。これは、景気低迷が続いているということだけではなく、日本の経済に大きな根本的な問題があるのではないかと考えておるところでございます。

次に、農業におきましても、専業農家では、米や野菜の生産者価格の低迷や農業投資額の高騰により農業経営が成り立ちにくい状況となっております。また、斑鳩町の大半の農家であります兼業農家の状況でございますけれども、社会情勢の変化によりサラリーマンの勤務体制が厳しくなり、休暇取得が難しく、なかなか農業に従事出来ないという状況でございます。また、農業機械等の高騰によりまして設備投資も難しい状況となっております。農業、商工業共でございますけれども、兼業化が進んでいるという現状も問題となるものと考えております。

このような状況の中、斑鳩町では、先ほど来質問者がおっしゃっていただきましたように、商工会、観光協会、行政の関係者によりまして斑鳩町観光・商工まちづくり協議会を設立いたしまして、この協議会により「観光から斑鳩町の地域活性化を考える」として、奈良県立大学のご協力をいただき、5回のセミナーも開催をいたしました。

このセミナーは、協議会のメンバーだけではなく、一般住民の方も含めまして多方面の方々に参加を呼びかけて実施をさせていただきました。

また、農業におきましては、意欲ある農業者に対して支援する制度であります認定農業者制度の活用、集落営農の推進などの担い手育成に取り組むと共に、遊休農地解消対策の一環といたしまして、農業委員会が中心となって、そば栽培、ジャガイモ栽培においてサポーター制度を取り入れて、一般住民の参加による作業を行うなど新しい担い手対策にも取り組んでまいったところでございます。

本年2月に、ニューツーリズムによります地域振興として、「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」を実施をいたしました。これは、観光・商工・農業者と一般住民の皆様が参加し、観光を起点としてそれぞれが連携してビジネスとして成り立つ地域振興を図ることを目的としています。一般住民の方も多く、様々なジャンルの方々が参加をしていただきまして活発な意見交換がなされたと、こういう状況でございます。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 私も、商工関係者の皆さんだけかなと思っていましたけど、一般の方も参加をしていただいているというふうに、今、答弁もお聞きしまして、やはりこうしたまちづくりの取り組みというのは、関係団体だけでなくそうした一般の方にどれだけ参加していただき力を貸していただけるかというのが、今後の取り組みをするに当たって大きなかぎになるのではないかとというふうに思っています。今回、連続講座としては2回目という形になると思いますが、今後、その担い手を広げるという取り組みについては、どのように展開をしていこうと考えておられるでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今後の取り組みの考え方でございますけれども、観光を中心といたしましたテーマ性が強く、体験的要素を取り入れましたニューツーリズムによります農業、商工業、観光が連携をいたしました取り組みを進めてまいりたいと考えております。これは、第4次斑鳩町総合計画においてのまちづくりの基本施策に取り入れているところでございます。

具体的な施策といたしましては、地域特産農産品の開発・調査研究や食育の推進が図れますイベントの検討、観光農園等の整備、斑鳩ブランド商品の開発及び販売、農業体験や民泊等の体験型観光プログラムの開発、回遊型まちなか観光の推進等を考えております。観光と農商工の連携を強化いたしました体制づくりに取り組んでまいります。

また、これら産業振興による活力あるまちづくりを進めるには、新しい起業家として、またよき協力者として、そして消費者としてなど、色々な形で住民の方々の参加が重要であると考えております。

先ほど申しあげました「なら観光ビジネスカレッジ斑鳩」では、専門家の講師から全国で実践をされました様々な成功例などが紹介され、事業として成功させるための経営に関する注意事項や事業の進め方などより具体的な説明がなされ、有意義なセミナーであったかと思っております。

今後も、観光業者、商工業者、農業者と一般住民とが共に考え実践していけるようなセミナーの開催など情報提供の場を、商工会、観光協会と共に積極的に提供してまいりたいと考えております。これらセミナーなどを開催する中で、より実行的な方策が見出されること、またそれを実践をする人材の育成も出来るものと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 色々今後の展開について町のお持ちの構想をお聞かせいただきました。なかなか全部が全部細部まで報告は難しいかと思いますが、先日も建設水道常任委員会の中で、中宮寺門前そばが出来ましたというふうにご報告はいただいたんですけども、やはりどういう目的でそばをつくって今後どういうふうに展開していこうとしているのかということも、町が思っている構想ですね、それもあわせてきちんとやはり報告をしていただきたいなど。町の持っているビジョンがきちんと議会なり、そして住民の皆さんに伝わるような形で、一緒にやはり取り組みを進めていきたいなというふうに思っているところです。予算書などに、先ほども部長答弁されておりました中に、遊休地対策としてはそばと菜の花を農業委員会の方で進めておられると、そういうことについては予算書に計上されてきますのでわかりますが、それ以外のところではなかなか目に見えてこないところが多いですので、そうしたことについても随時報告、説明等いただきながら一緒に取り組みを進めていきたいなと思っております。

以前に、斑鳩町の観光・商業まちづくり構想ということで、2004年にこの計画をまとめていただいているというふうに思うんですが、新たに第4次総合計画が出来上がって新たにニューツーリズム等の構想ですね、これまでの観光振興というものから観光、商工、農業も連携した取り組み等新たな分野が広がっているということでは、この構想についても今後作り直していく必要があるのかなあというふうに考えていますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 今、ご質問者がおっしゃっていただきました斑鳩町観光・商業まちづくり構想ということでございます。この内容につきましては、昨年の年末に策定いたしました第4次斑鳩町総合計画、この中に十分に盛り込んでおりまして、基本的には総合計画に倣った形で進めてまいりたいということで、新たに、今、別の計画冊子等、そういった形でつくる予定は今現在はしておりませんので、総合計画に基づいて、あるいは都市計画マスタープラン等も現在つくっておりますので、それに基づいた形で具体的な施策については進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今後、総合計画に示されている方向性がより具体化される中で、私はやっぱり10年スパンでこの構想についても新たにして、住民の皆さんにきちんとお知らせをしていくべきだというふうに思っていますので、またそれについてはご検討いただきますようお願いをしておきたいと思っております。

そうしましたら、3点目の質問に移らせていただきます。3点目の質問ですが、子ども・子育て新システムについてということで挙げさせていただいておりますが、今、政府は、子育ての制度を全面的に変える新システムを検討しています。昨年の6月25日には、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を発表しましたが、その中を見ますと、すべての子どもに切れ目のないサービスを保障するというふうにはしていますが、幾つもの大きな問題があります。

例えば、新システムの目玉の一つに、幼稚園と保育所の垣根を取り払い、親の就労と関係ないこども園への一本化が挙げられていますが、それぞれの理念のもとで長い歴史を重ね実践を積み重ねてきた幼稚園と保育所を、これまでの経緯や現場の状況を踏まえた議論もせず一本化しようとしており、こうしたやり方は大きな混乱を招くことにつながります。

また、施設やサービスの申し込みは、利用者と事業者の直接契約とし、利用料は利用時間に応じてふえる応益負担が検討されています。株式会社などの参入で量的拡大を図るために、一定の基準を満たせば参入も撤退も自由、補助金も、株式配当やほかの事業に利用出来る指定制度を導入する方向性が示されました。これまでは、親の就労などで保育に欠ける子どもへの保育を保障するという自治体の責任が明記されていましたが、新システムではこれがなくなり、仕事と子育てをまさに自己責任のもとに置くもので、

昨今の子育て要求に逆行するものにほかならないと私は考えます。

さらに、新システムは、子ども手当から保育、学童保育に至るまで様々な子育て支援の制度と財源を一つにまとめた上で、市町村が一括して交付金を受け取り、自由にメニューや内容を決められる制度を目指しています。また、保育所などの国の最低基準も廃止し、さらなる保育条件の後退を招きかねません。子どもの命と成長にかかわる最低基準は、どこでも同じであるべきだと考えます。

さらに、政府は、要綱の中で、2011年の通常国会に法案を提出し2013年の実施を目指すとして明記されています。こうした早急な取り組みに対して、全国の保育関係団体や弁護士会、さらに31の道府県議会や、また市町村議会からも、制度の反対や見直しを求める意見書が多数提出されている状況があり、その後政府の示す方向とは変わりつつもありますが、大きな問題をはらんだまま進められようとしている現状です。

こうした状況の中で、この子ども・子育て新システムについて、町はどのような認識をお持ちなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、質問者から色々このシステムについて説明をされました。

それと重複する部分もありますけども、かいつまんで申し上げますと、この子ども・子育て新システムにつきましては、今、申されましたように、平成25年4月からの導入を目指しているところでございます。

このシステムにつきましては、学校教育以外の子ども施策全般の新たな仕組みであります。現在の保育園、幼稚園から妊婦健診、産前産後、育児休業支援、子ども手当までも含んでおります。保育園と幼稚園を一体化して（仮称）こども園とする幼保一体化を核としております。保育園などの公的な子ども福祉事業を、株式会社を含む民営に切りかえようとするものでございます。

このシステムの柱は、幼保一体化におけますこども園の創設でございますけども、このこども園になった場合の特徴といたしましては、利用者は市町村との契約から施設との直接契約となります。利用者がこども園に直接申し込めば、直接利用料を払うことになってまいります。事業者は、利用者から選ばれ、利用料だけで施設を運営する立場で、運営が基本となってまいります。また、料金設定が事業者の自由となってまいりますので、この事業の参入も、人員や設備などの基準を満たせば、企業やNPOでも設置が可能となってくることとなってまいります。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうした認識のもとで、そうした形でシステムが実際に実施された場合、町にとってどんな影響が出るのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 町への影響でございますけども、子ども・子育て新システム基本制度案要綱のうち、柱的な事業といたしましては、幼保一体化におけるこども園の設置がまず挙げられると思います。

この事業につきまして、現制度から新システムに移行した場合のメリットといたしましては、国の方では、保育に欠ける要件の撤廃等、幼稚園、保育所、認定こども園の垣根がなくなることとなっております。そうしたことから、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性、一貫性を確保した新たな指針を創設することとなっております。すべての子どもに質の高い幼児教育、保育を保障出来ることや、保育所をはじめとして多様な給付メニューを集中的に整備することや、人員や設備などの基準を満たせば多様な事業主体の参入等が出来ることによりまして、待機児童が解消すること等も考えられます。

一方、このシステムのデメリットでありますけども、これにつきましては、このシステムにつきましては、現在も国で審議中でございます。幼保一体化の案件及び子ども手当等多くの事業は流動的でございます。現在の段階におきまして、そうしたことから、先ほど質問者が言われました、それらの懸念に対するセーフティネットをどのように構築していくかにつきましても、まだ明らかにされておられません。

そうした中で、町といたしまして、特にコメント出来る状況ではなく、国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） これまでにも、幼保一元化ということで、幼稚園と保育園とを一体化していくという研究等がなされてくる中で、私も一体化することでより充実するという面をさぐるということについては否定はしませんが、今回、このシステムが導入される場合、認定子ども園ではなくてその「認定」が外れてしまうということで、公的責任がなくなってしまうという問題や、さらに応能負担から応益負担に変わってしまう、お金がないと保育が受けられないというような状況が生まれてくるのではないかと。また、これまで斑鳩町が果たしてきた役割がなくなってしまうと、実際に町はどんなことをす



るかという、保護者から申請があつて、あなたのところは保育に必要な時間はこれこれこんな時間ですよと、時間を認定するだけの役割にとどまってしまふというようなことが既に示されているような状況です。そんな中、私はやはり、今の保育に欠ける子どもたちをきちんと自治体が責任を持って保育をしていくという、この公的責任はなくしてはいけないというふうに思います。

さらに、今、これまでもなかなか都市部で保育園が場所が確保出来ないということ、国が基準を撤廃するという方向性が強まってきていますが、この新システム導入に当たって、これが都市部だけでなく、民間参入することによって地方、どの地域でも最低基準がなくなっていってしまう、こうした懸念があります。

そうしたことから、やはり公的責任、国の最低基準、さらには応能負担という3つの福祉の必要条件を柱とした認可保育制度ということは堅持をしていくべきだというふうに考えますが、この点については町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今日、少子高齢化と言われている状況の中で、子どもさんを安心して十分大きく育てるとするのは、今、行政に課せられた一番の使命であると考えております。そうしたことは、第4次総合計画でもそれを第一点に挙げておりますし、町長の第7期目の施策でも挙げております。まずそれを踏まえまして、町といたしましてそれを基本に考えておりますので、今後の保育に関することにつきましても、当然、今、申し上げましたように、第4次総合計画におきましても重要施策として取り上げております。そうしたことから、住民のニーズに合わせました保育の充実は、今後とも十分図っていきたいと考えております。

今、質問者がおっしゃっておりますこども園の問題も含めまして、子ども・子育て新システムにつきましても、今後も国の動向を注視しながら、必要があれば十分意見を国、県に上げてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、副町長の答弁をお聞きして、町としてきちんと考え方を持っていていただき、そういう認識をお持ちだということに安心をいたしました。やはり、現場で一番接しているのが身近な市町村になりますので、十分住民の皆さんの状況もよくつかんで、その声を国にしっかりと上げていただきたいと思いますようお願いをしておきたいとします。

そうしましたら、次の４点目の質問に移らせていただきます。４点目は、公園の充実についてということで挙げさせていただきました。これまでも、公園の充実を求め一般質問でも取り上げてきましたが、第４次総合計画も出来上がり、今後、町内の公園整備についてぜひ議論を進めていきたいという立場で質問をさせていただきたいと思えます。

私たち日本共産党は、昨年１０月から年末にかけて、暮らしについてのアンケートや、また子育て世代へのアンケートといったアンケート調査をさせていただきました。そのどちらのアンケートでも、公園を充実してほしいという声が多数返ってきております。また、自由記述欄の中にも、斑鳩町は子育て支援策が充実しており大変ありがたいが、なぜこんなに公園が少ないのかとか、公園があっても非常に小さなものばかりで、町外に行かないと芝生のある公園や子どもたちがボール遊びが出来る公園がないのでつくってほしいという声が寄せられています。また、こうした声は、若い子どもを持つ保護者だけでなく高齢者世帯の中からもやはりこうした声が上がっていることに、私はちょっと、やはりそういう思いがあるのだなあということでアンケートを読ませていただきましたが、また大人の人ばかりでなくこうした公園、広い公園をつくってほしいという声は、これまでも子ども模擬議会などでも何度も取り上げられており、子どもたちからの切実な願いでもあるというふうに認識をしています。

こうした住民からの声にこたえて町がきちんと計画を立てて公園を整備していくということが求められているというふうに感じますが、町として現状の認識と今後の整備方針についてどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました公園の現状の認識と今後の整備の考え方についてでございますけれども、まず現在の認識といたしまして、現在の状況でございますが、都市公園や子どもの広場など町内には５６カ所、町営住宅に併設されている公園が２カ所、規模の大小はございますものの町内に全部で５８カ所の公園、あるいは広場がございます。上宮遺跡公園、神南及び目安地区の大和川第一緑地、あるいは県立竜田公園など比較的敷地の広い公園では、地域の住民の方だけではなく地域外から、または本町への観光に訪れられました方々にもよく利用をされているという状況ではないかと考えております。

この町域全体にあります５８カ所の公園の管理に関しまして、各自治会の会長さんな

どと管理について色々と話をさせていただいている状況ではございますけれども、その中では、小規模な地域の公園、あるいは広場につきまして、町全体の子ども数もかなり減少をしているという状況、あるいはそれに伴いまして利用も少ないというふうな話もよく耳にしているような状況でございます。このような状況の中、新たな公園整備といたしましては、現在、史跡中宮寺跡整備に取り組んでいるところでございます。

今後、町といたしましては、第4次斑鳩町総合計画に掲げておりますように、既存の身近な公園や子どもの広場の遊具について、地域の遊び場や憩いの場として、安全で快適にご利用をいただけるように、各施設の適切な維持管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長答弁されたのは、新たにつくるというよりも、今、あるものを維持して管理していくという考え方だというお答えだったんですが、私も第4次の総合計画を策定するに当たっては、この公園のことについても色々お聞かせをいただけてきました。それについて、緑の基本計画というのが今現在あるので、その計画に基づいて整備をしていくというふうにお答えをいただいているかと思います。また、第3次総合計画の中には、街区公園を整備していくというふうに明記がされており、その取り組みについては後退をするものではない、第4次総合計画を策定するに当たって、それをつくらないというようなことは考えていないというふうに答弁もいただいております。

そうしたことから、私も緑の基本計画見せていただくと、その緑の基本計画の中にも、小学校ごとにコミュニティの核となる近隣公園を整備するというふうには書かれておりました。今、町の方としても、地域交流館の整備計画というのを示されて、地域もコミュニティを支援していくということが、今後、少子高齢化社会の中で必要になってくるであろうという考え方で整備を進めようとしてされています。私は、コミュニティを支援する、高齢者の福祉会であったり子ども会であったり、そうした団体からさらに一人ひとりの個人での活用、また家族単位での利用も含めまして、やはり身近にそうしたコミュニティの場というのは非常に大切ではないかなというふうに思います。

先ほど、部長、全部で58カ所広場、公園があるというふうにお答えいただいております。数で聞くとたくさんあるのかなというふうには思うのですが、その公園がある配置状況を見せていただきますと、例えば開発のあったところなどは公園が設置され公

園があるということになってはいますが、しかし非常に偏っている地域があり、公園のないところは全くないというような地域もあることから、やはりそうした町内状況をきちんと精査して、公園がない地域には町として計画的に公園を整備していくという考え方が必要ではないかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者がおっしゃっていただきましたように、公園の配置につきまして、やはり全体的にはありますけれども、開発に伴います公園等が数多くあるような状況ではございます。

ただ、先ほど申されました第3次総合計画から第4次総合計画に移ってきます社会の状況といたしましては、先ほど答弁させていただきましたように、やはり人口も減少をしてくる部分も若干ございます。それと、先ほど来説明をさせていただきました自治会の実情ということで、アンケートなどではやはり公園を求められている、あるいは子ども模擬議会では公園が要るというふうな声はお聞かせは願っておるんですが、実情、ある自治会では、もう公園を返すと、使わないんで返すといった声等も聞かされているような状況でございます。

そういう状況の中でございますので、やはり、今、どんどん新しい公園を整備してつくっていくという考え方は、なかなか例えば難しい状況であろうというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 自治会にお聞きをしますと、やはり自治会で管理をしていくというのは大変になってきている。特に高齢化が進む中で、公園の草むしりをするのが大変だとか色んな声があります。これまでも、町の方として、町が持つておられる町有地を開放して、自治会で管理してもらえるようになったら使ってくれていいですよという形でお知らせをしてきましたけども、なかなか自治会で管理までしてそこを使わせてほしいというところが申し出がないのかなあという状況の中では、やはり自治会が管理をしていくということが難しくなっている状況があるのかなと。少子高齢化が進む中で、そうした状況にも対応して、町として、身近に公園が欲しいという声はかなり多いですけども、そのすべての公園に対応することは難しいですけども、やはり公園のない地域などは、町が管理もするという含めて整備をしていくということが、私は今の時代の中で求められているなあというふうに感じています。

そうしたことにつきまして、やはり、難しいですね、若い子どもがいる世帯では、公園は欲しいけどなかなか自治会として管理するのは難しいという状況も踏まえて、それでもやはり公園が欲しいという住民の声に対してこたえていくべきではないかなというふうに思います。自治会でお返事されたことに対して別にどうこう言うつもりはないんですけども、なかなか自治会員全員に、公園の維持管理についてということも自治会の中で諮られているかという、私も同世代の若い方とお話をしますと、いや、それ聞いてないでという方もいらっしゃるって、遊具なくなるのはさみしいなあというような声もあります。ただ、それは自治会としてお決めになったことですので、私の方がどうこう言うつもりはないんですけども、やはりそうした、少子高齢化が進む中で、世代間の交流もなかなか滞ってしまっている状況もあるかと思しますので、そうしたことも十分にかんがみて、町内の、特にやはり子育て世代の子どもたち、保護者の皆さんとか、そうした方や高齢者世帯の皆さんのコミュニティの場として充実をしていくという方向でぜひ検討をしていただきたいというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

続いて、15番、木田議員の一般質問をお受けいたします。15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、前もって議長に提出しております順序に従いまして質問をさせていただきたいと思いますが、今期最後の一般質問としてこれより質問をいたしたいと思います。1期目より質問を繰り返してきた質問になるとは思いますが、進捗した部分もあり、また停滞している事業もあり、今後も進捗をすることをお祈りして質問をしたいと思います。

それでは、1つ目の焼却場廃止についてということで、全体的なスケジュールについてということで、①つ目なんですけども、積みかえ場所の設置についてということで、昨年12月の厚生常任委員会において理事者より焼却場の廃止についての方針が明確にされたときに、民間業者に委託して民間業者の施設に搬入する旨発表されましたが、斑鳩町の収集業務はそのまま、その収集ごみを積みかえて搬出するとのことで、積みかえ場所として現施設である町営焼却場、白石畑最終処分場、新たな用地確保による三者択一とのことだったと思います。町内で色々検討をされて、昨年12月21日に白石畑自治会長に積みかえ作業実施を相談されて、本年1月25日に地元説明会を開催されたと聞いておりますが、その会場での地元要望等があったと思いますが、それについてお聞

かせいいただきたいと思います。そして、私自身もその選択はベストではないんかと思いますが、やはり地元の協力がなければ難しいと思いますので、十分意見を聞かれて進めてもらいたいと思います。

それでは、今後のスケジュールについてはどうなっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今後のスケジュールということで、最終処分場におけます積みかえ場所の設置ということでご答弁させていただいてよろしいでしょうか。

まず、積みかえ場所でございますけども、今現在、質問者もおっしゃいましたように、白石畑と鋭意交渉をいたしております。そうした中で、出来れば今月中にもその交渉についてまとめてまいって、平成23年度予算に予算計上をさせていただいておりますように、平成23年度におきまして、今現在の最終処分場に積みかえ場所であります建物の工事に入っていきたいと考えております。その建物が完成した後におきまして、平成24年3月末をもって焼却場を廃止して、平成24年4月からごみにつきまして委託業者の方で焼却をしていただくというスケジュールとなっております。その後におきまして、今現在あります、幸前地域にあります焼却場の撤去の作業に入っていきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そういう段取りで今後進めていかれるということなので、それを見守っていききたいと思います。

次に、②番なんですけれども、生ごみ収集とその進捗についてということでありまして、平成21年10月に生ごみ収集を始めるに当たりまして、私どもの幸前自治会と白石畑自治会の2地区より出発したと思います。そして、平成22年度より並松西之町北、並松西之町南、並松中、並松東の4自治会が協力されて、現在512戸との報告であります。町が目標とする平成25年度までに3,000世帯での分別収集実施を目標とされており、その実現のために斑鳩町自治会連合会総会においても協力方を申し述べておられ、目標達成に近づけようと努力をされていることに感謝をいたします。

斑鳩町民として他町に誇れる事業を積極的に進めていただくために、生ごみの分別収集の必要性和効果についてさらなる啓蒙をお願いしたいと思いますが、今後の行動についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、質問者もおっしゃいましたように、生ごみにつきましては、再生可能な資源、いわゆるバイオマスとして有効活用を図ることが出来ますことから、平成25年度までに3,000世帯での分別収集実施を目標に平成21年度から取り組みを始めたところでございます。事業開始当初からご協力をいただいております幸前自治会、白石畑自治会に加え、平成22年度からは並松西之町北、並松西之町南、並松中、並松東の4自治会が新たにモデル地区としてご協力いただき、個人レベルでご協力いただいておりますモデル世帯と合わせまして、現在、512世帯で生ごみの分別収集に取り組んでいただいております。

平成22年度の生ごみの収集量は、平成23年1月末現在ではございますけども、37.6トンとなっております。家庭系可燃ごみの焼却量が約1.3%減少しているなど、事業の効果も出始めているところでございます。

平成23年度におきましては、現在の512世帯から1,500世帯に拡大する計画で進めておりまして、去る1月13日付で現在のモデル地区を除きます自治会に対しまして、書面ではございますけども、生ごみ分別収集モデル事業への協力依頼を行うと共に、1月22日に開催されました自治会連合会新年互礼会の席上でも、時間をいただきまして、各自治会長様に協力をお願いをさせていただいたところであります。その結果、1自治会より協力の承諾をまずいただいたところでございます。また、橋西や西の山周辺の8自治会で組織されております4地区でも、協力に向けて検討するに当たり説明会開催の要望がございまして、去る2月6日に4地区の自治会役員の方を対象といたしました説明会を開催したところでもございます。その他にも、2、3の自治会から、検討するに際して問い合わせ等も受けているところでございまして、今後、そうした自治会での検討状況を確認しながら、平成23年度中に目標の1,500世帯となりますよう、あらゆる機会を通じましてご協力をお願いをしてみたいと考えております。

また、自治会単位での取り組みは不可能でも世帯単位でご協力いただけるモデル世帯につきましても、町広報紙などで定期的な募集の掲載、公共施設へのポスターによる周知を行うと共に、生ごみ排出ステーションの増加についても検討を加えながら、出来るだけご利用をいただきやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 当初、この生ごみ収集については、その入れ物というんですか、それが足らなくなるという、一挙に増加したら足らなくなるというようなことをちょっと聞いたと思いますねけど、こうして一応は23年度中に1,500世帯ということであれば、その入れ物というんですか、それについては心配ないということによろしいですね。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） それには十分対応してまいる所存です。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、③番目の生ごみバケツの補助についてということでございまして、平成22年6月議会において私から生ごみバケツの補助について申し上げたと思います。個人的に今までにもコンポストなどで実施されてきた補助について、生ごみバケツの補助も可能ではないかと考えて補助の要望をさせていただきました。行政が進める事業に対し、受け入れやすい方法の一つとして申し上げましたが、どのように検討していただいたのかについてお聞かせいただきたいと思います。

まず、臭気対策としてのバケツは色々と開発されていると思いますが、その最適なバケツを選択していただいて、そして補助金ありで買っていただいて協力をお願いするように考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 確かに家庭で保管していただく際の臭気対策といたしましては、密閉式のバケツの配布と申しますか、密閉式のバケツが一番効果があると言われております。その際、臭気対策につきましても、水切りネットを配布しているものの、今回、アンケート等も実施させていただきました結果、家庭での生ごみ保管時に約3割の方がおいが気になる、4割の方が少し気になるという回答をされております。また、アンケート調査の際ですけれども、家庭での生ごみの保管方法につきましても確認したところ、約半数の方がやっぱり生ごみ分別収集のために新たにバケツを購入したと、続きまして約3割の方が自宅にあったバケツを利用していると回答をされております。そうしたことから、生ごみの分別収集のために新たにバケツを購入したご家庭も約半数おられるというアンケートの結果もございまして、質問者より以前よりご提案いただいておりますバケツ購入につきましても、その実施に向けまして今後前向きに検討をしてみたい



いと考えております。

また、臭気対策の一つといたしまして、新たに、23年度からではございますけども、試験的に種堆肥を利用してまいりたいと思います。この種堆肥とは、生ごみを堆肥化する際に、一次発酵まで終わった状態の堆肥で、家庭で保管する際、この種堆肥を生ごみに振りかけておくことで生ごみの腐敗を防ぐことが出来まして、夏場の臭気対策に効果があると期待をいたしているところでもございます。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そうして積極的にやはり検討していただけたということは感謝いたします。どうかよろしく願い申し上げます。

次に、④番目なんですけれども、最終的な焼却場の利用についてということで、今現在まだ稼働中なんです決まっておらないとは思いますが、やはりかなりの敷地を有する準工業地として資産価値もある物件であると思われれます。本年度も利用する焼却施設であり、発表出来るようなことではないと思いますが、これだけのまとまった町有地はほかにないと思いますので、十分検討していただいて有効利用をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうかということをお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 跡地の利用でございます。まず、今後、焼却処理を廃止した後におきまして、焼却施設等の解体工事を進めていくことになってまいります。この解体工事につきましては、安全確保のため十分な作業計画を立てて行う必要があると考えております。そうしたことから、設計から解体工事の完了まで概ね3年の期間は必要になるものと考えております。

また、衛生処理場は、積みかえ作業や積みかえ施設が軌道に乗りますまでの間は、平成24年度以降も、職員の事務所や収集車両の車庫として使用してまいりたいと考えているところでもございます。

また、衛生処理場の跡地利用につきましては、今後、議員の皆様にもご相談を申し上げながら、跡地の活用方法を決めていきたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 十分に検討をしていただいて、有効な利用をお願いしたいと思います。

次に、⑤番目なんですけれども、補償工事の考え方についてということでございます。

私どもの幸前自治会においても、地元自治会から、色んな補償工事について、用地協力がないうちに年月を重ねている項目が多々あると思います。また、費用対効果を考えた場合、どれが最優先すべき事業かは、地元任せということで何年も繰り延べされている項目が多数あり、地元としても打ち切りになるのではとの心配の声も聞こえてきております。今後、町が考えておる補償について、時限があるのかないかも含めて、今後の考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 現在、衛生処理場周辺の4自治会に対しまして、衛生処理施設設置に伴います同意に基づきまして補償工事等を実施させていただいておりますが、施設設置当時の地元との覚書によりまして、10年ごとに再交渉を行うこととなっております。

このことから、平成23年度末で10年の期限となりますことから、平成23年度中に再交渉ということになるわけではございますけれども、平成23年度末で焼却処理を廃止し焼却処理を民間業者に委託することから、平成24年度以降の衛生処理場の操業に関する交渉はなく、そのことから平成24年度以降は補償工事等も発生しないこととなります。

ただ、既に今日までにいただいております補償要望のうち、以前から当然継続している事業がございます。これらにつきましては、今後、地元とも十分に協議してまいりながら、その考え方をまとめてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 地元と十分に話し合いをされて最終的にそれがスムーズにいきますようお願い申し上げたいと思っております。

次に、⑥番目の地元自治会への説明会の開催についてということでございまして、焼却場を解消というんですか、焼却を始めるときも廃止するときも、やはり地元には説明会が必要と考えるものであります。30年間に及ぶ焼却施設として、まず一番大きな問題は、ダイオキシン問題があったと思っておりますけれども、それについてもある程度改良が重ねられて、今現在ある施設として、現在でもこれを使われておるような状況でございまして。しかし、現在でも、立ち木においては、その焼却施設を改築するに当たってはなかなか地元の同意を得られず、そしてまた高額な費用も要するというところで、なかなか自治体自体そういう英断がなされるというところが少ないように思います。だから、この件

については、やはり町長をはじめとする理事者の大英断によりまして、こういう焼却場廃止に持っていかれたということは、私は心より感謝をする次第でございます。

今後においては、心配もなくなり、町の迷惑施設として初めて廃止になるということで心から感謝をいたします。議会に出させていただいて以来、何度となくこの焼却場問題については申し述べてきたことではありますが、どうしても煙突のない自治会として、また胸を張って公害のない自治会として誇れることが私の今の心境でございます。私の生存中に煙突が消えるとは思っておりませんでしたのが、説明会においても、費用対効果も明確にして説明をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 焼却場廃止に伴います地元住民に対しまして説明会の開催でございますけれども、先ほども申し上げましたように、最終処分場内での可燃ごみ積みかえ作業等の実施につきまして、現在、白石畑自治会との交渉を鋭意進めているところでもございます。今後、その状況を見る中で、平成23年度の早い時期に、まずは衛生処理場周辺4自治会の会長様に対しまして、衛生処理場での焼却処理施設の考え方等につきまして十分ご説明をさせていただく予定といたしております。その後、周辺自治会の住民様に対する説明会開催につきましても、自治会長様ともご協議をさせていただき、ご要望に応じまして適宜説明会を開催をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、2番目の富雄川、三代川についてということで、2月23日より富雄川の浚渫が行われております。ここ数年こういう浚渫事業は行われてきておりますが、この河川改修の進捗についてということでございます。

まず、富雄川において、2月23日より富雄川の浚渫が行われておりまして、米寿橋より上流、芦川との合流地点と、それと高安西団地の東側の秋葉川との合流地点において現在も行われております。浚渫した米寿橋上流においては、水深が約20センチ近く低下しておるように目視されます。抜本的な河川改修が思うように進まぬ状況で、その代替対策として河川の浚渫が行われ、一定の成果は上がっていると思われませんが、その先の河川改修がどのように進捗するのか心配であります。安堵井堰の改修の交渉次第で大きく左右される進捗が、現段階でどのように進んでおるのか、教えていただきたいと思います。

思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました富雄川の河川改修についてでございますが、まずご質問者がおっしゃっていただきましたように、現在、富雄川の浚渫作業が進められておるところでございます。これは、平成13年度から県が毎年浚渫を行っておるような状況でございます。今年度も3月末に完了をされるというふうに聞いておまして、今後も引き続き実施をしていただくように県にも要望をしております。

根本的な河川改修の進捗状況でございますけれども、JR関西線踏切の少し下流から県道天理斑鳩線、安富橋までの間におきまして、現在も河川改修工事が進められております。今年度には、安富橋付近の護岸工事が完了されると伺っております。

また、西安堵井堰の交渉の状況でございますけれども、河川改修工事に伴います代替施設の設置や補償等につきまして交渉をされておまして、代替施設の構造的なことは一定了解が得られている状況であると伺っております。今後も引き続き交渉をされると伺っているところでございます。

町といたしましても、今後も引き続き県に早期改修の要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、よろしく願い申し上げます。

次に、②番目の三代川の溢水についてということで、三代川の溢水については、市街地を流れる県一級河川ということで、私が議員になって以降も、前、もう今なくなっております阪井パイプの井堰のところでストップしておる状況がずっと続いておるような状況でございます。河川改修もなかなか進まずに年を重ね、その間何度にもわたる溢水を繰り返して、町民の不安はやはり頂点に上っておるような状況だと思います。用地交渉の進捗がないと、溢水したところまではあと何年を要するのか心配であります。国、県、町においても、常に安心、安全を表明しながら、それらに対して、避難しなければならないような状態のままで進まぬ現状をどのように県は受けとめておられるのか。

そして、昨年溢水したところに並べられておりました土のうが、いつの間にか、今、撤去されたわけについて、土のうはやはり景観を損なうというものと考えておられるのか、それとも市街地の河川の溢水対策としてその対処方法があると考えておられるのか

についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました土のうの件でございますけども、この土のうにつきましては、あくまでも暫定的な、その溢水時点での暫定的な仮の対策ということで、根本的な対策には、また別の河川改修ということで必要ではないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、高安のあそこの土のうがずっとそのままに置いておられるというのは何でかというふうに、私はそういうふうに思いますねけど、片一方では一時的な対策として置いておられてそれが撤去されたということやのに、もう何年にもわたってそれを置いておられると。その差というんですか、大きい川やから置いとかないかんのか、何かその辺はちょっとわかりませんねんけど、それについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただきました高安の富雄川の土のうでございます。これは、先ほどご質問者がおっしゃっていただいております富雄川の河川改修に起因するものでございますが、平成12年に富雄川が溢水いたしましたことから、当時土のうを積んで一時的に溢水防止を図ったところでございます。それと並行いたしまして、先ほどご説明をさせていただきました河川改修の方を県が進めてまいっておるわけでございますが、根本的な河川改修が進むまでの暫定的な形として富雄川の土のうが設置をされているという状況でございます。

なお、三代川につきましては、同様に河川改修の事業も進めておるところでございますが、この三代川につきましては、駅前という地区でもございまして、この土のうの設置が、駅前の交通量が多いという状況の中から、交通への影響が懸念されるという状況もございまして、一時的に設置した土のうを撤去をしているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） そしたら、斑鳩町もやはり土のうについては、駅前通りということで、交通安全とか、あるいは景観の面においてやはり撤去をされて、また溢水が発生しそうな場合は、またそこに一時的に設置されるというふうに理解してよろしいんですかね。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） その出水の状況を見ながら必要に応じて設置をし、また状況を見て撤去をしていくと、こういうことになろうかと思えます。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） それでは、最後になりましたが、3番目なんですねけども、都市計画道路法隆寺線の残存物件についてということで、現在の進捗とその結果報告についてということでもあります。以前より何度も聞かせていただいておりますが、前回の水道建設常任委員会で進展はないとのことでありましたが、そのときに、当日かその翌日にもまた面談をするということになっておるとの報告であったと思いますが、その内容について、今期最後という一般質問になると思えますので、相手方の交渉による条件なり、あるいは金額なりが示されておるといふふうに思われますので、その詰めの段階にも来ておるようにも思うので、どうか今後の交渉の考え方について、その内容も示せるもんなら示していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 都市計画道路法隆寺線の残存物件についての進捗の状況でございますけども、都市計画道路法隆寺線の整備につきまして、ご指摘のように、残り1件の事業用地が取得出来ていないという状況が続いております。

ご承知のとおり、当該事業用地には、店舗付きの3階建てマンションが建っております。敷地北側部分は店舗用の駐車場、同じく東側部分は入居者用の駐車場として利用をされている状況でございます。本整備計画では、それらの駐車場の大半が、この本線及び国道25号との交差点用地としてご協力をいただく必要がございます。

事業用地の協力の交渉におきまして、平成9年度から開始しておりますが、当初からこれまでなかなか具体的に進展を見せていないという状況でございましたが、所有者の方から、隣接地において駐車場の代替地の提供を求められているという状況で、町といたしまして、斑鳩町中央公民館の敷地の一部を代替地として検討されたい旨お願いをいたしておりました。その結果、昨年12月15日に所有者と共に現地にて立ち会いを行いまして、この内容で検討をしてみるという所有者の意向も確認出来ております。

その後も継続して交渉を続けておるところでございますが、所有者からは、敷地内に現在設置されております携帯電話用のアンテナの移転につきましても、設置者と調整、協議を町の方でされたい旨の申し出がございました。このように、先方としても、徐々

にはございますが、前向きに検討をいただいているという状況でございます。

今後におきましても、店舗用の広告塔の移設もございまして、これも含めて事業用地の協力が得られるようさらに所有者の方と交渉の機会を持ちながら、可能な限り早急に当該路線の全線整備が完了を出来るように努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 15番、木田議員。

○15番（木田守彦君） 私、前にも申し上げたように、携帯電話の電柱いうんですか、あれの1本立ったときに私申し上げたと思いますねけど、それからまたもう1本立ってというような状況になって、それがまた今になって、その交渉を町の方にやってくれというようなことになってきていると思いますねけども、とにかくあの状況のままでは、せつかく高額な町費を投入してやった甲斐がございませんので、出来るだけ早いことそれを解決していただきたいということをお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、15番、木田議員の一般質問は終わりました。

午前10時40分まで休憩いたします。

（午前10時18分 休憩）

---

（午前10時40分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目につきましてです。住宅施策について町の考え方を聞きたいということで挙げさせていただきました。

まず、①点目です。この①点目につきましては、既に斑鳩町が事業として行っているものがございますが、耐震診断、また耐震改修、この助成について、現状どのような利用状況になっているのかということについてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 現在行っております耐震診断、耐震改修の状況でございますが、大地震の発生に備えまして、住宅の安全性の向上を図ることを目的といたしまして、本町におきましては、特に大地震に対する安全性が不足をしていると言われてお

ります昭和56年以前に建てられました木造住宅を対象といたしまして、耐震診断及び耐震改修に対する補助事業を実施しているところでございます。

このうち、耐震診断につきましては、耐震診断を希望される方に対しまして、耐震診断員と呼んでおります建築士などの資格を持った技術者を派遣し、無料で耐震診断を受けていただくという事業を実施しております。平成18年度の事業開始からこれまで延べ108件の耐震診断を実施をいたしております。今年度は、13件の実施となっております。

また、耐震改修でございますけれども、耐震診断の結果大地震に対する安全性が不足していると診断された住宅につきまして、安全性の向上を目的として実施をされている耐震改修工事に要する費用の一部を補助するという事業でございます。今年度から実施をしております。今年度は、これまで2件の申請をいただいております。来年度も引き続き耐震診断及び耐震改修に係る補助事業の実施をすることによりまして、安全、安心のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 延べ108件が耐震診断を受けていただけたけれども、今年度から実施をされた耐震改修についてはいまだ2件の申請であるということ、結果を聞きまして少し私は、今、残念に思っております。

まず、お聞きしたいのが、耐震診断、今、部長の答弁で無料とおっしゃられました。これ、56年以前の建物につきまして、建物の大きさなども関係なく、診断士が行きまして診断をしていただくことについては個人の負担は、家の大きさがどうあろうが全く負担はかからないという認識で、まずよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 個人の負担は求めているところでございますけれども、この建物につきましては、延べ床面積が250平米以下で、かつ2階建て以下のものということで一定の要件をかせせていただいております。また、専用住宅、あるいは長屋住宅、共同住宅なども対象といたしておりますが、兼用の構造物、建物ですね、これにつきましては、住宅以外に使用する部分の床面積が2分の1未満のものということでこの要件を設定をさせていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） わかりました。私は、耐震改修の助成というのは、もっと積



極的にやっていっていただきたいなというふうに思っております。

今日調べましたら、1月末現在で斑鳩町の人口が2万8,652人、外国人の方も含めましてね、それだけの人数がいらっしゃいます。そして、避難所はといえば、20カ所挙げられております。私は、この避難所20カ所を見る中で、何とか詰め込んで何とか対応出来る1,000人規模というものについて見てみますと、半分もあるかなあ、ないかなあというような感じがしております。ということは、非常に、今、心配をされているいつ起こるか分からない地震などの場合、斑鳩町ぐらいの面積であれば、東の端だけがえらい被害で西の方は大丈夫とかね、私、そんなことはないだろうと思っております。この斑鳩町ぐらいの広さであれば、同じ震度で全体的に大きな被害が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

そういうときに、建物が壊れてしまうということについては、人命にかかわるということはもちろん第一ですけれども、それプラス後の瓦礫の処理ということにつきましても、大変な、莫大な費用がかかってくる。こういうことを考えますと、やはり避難所が、そして十分に、20カ所といえども、これ地域が偏ってたりしてなかなか避難所までが遠いというような状況、100メートル以上、もっと行かんと避難所はないんやというような地域もあると思います。そんな中で、急に動けるのかどうかということも考えます。

そんな中で、やはりこの耐震改修を積極的に行うということについては、私は非常に重要な町にとっては施策ではないかなあと。家が壊れずその方の命も守れるということは、とても町にとっては大きな、そして長いスパンで見えていくと、非常にプラスになる問題だというふうに認識をしております。ですから、この助成については、もっと積極的にやっぱりやっていってほしいなというふうに思っております。

この耐震改修なんかについては、特に、今、政権が変わってから、社会資本整備総合交付金に変わりました。変わりましたが、この交付金の中の地域住宅支援分野というのがあると思います。こういう分野もございますし、そして耐震なんかはこの中に必ずやっぱり入ってくる。社会資本整備総合交付金の中に必ず入ってきている分野です。ですから、そういう資金も活用が可能だということも含めまして、これはやっぱり積極的に取り組んでいっていただきたいなというふうに思っているところですが、町としてはいかがでしょうか、2件しか申請がなかったということについて、来年度に向けましてどのような取り組みをしていただけるのか、ここでちょっと町の考え方をお聞かせいただ

きたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問をいただいておりますように、この耐震改修につきましては、やはり住民の皆様方の生命を守る、あるいはその後、ご質問者がおっしゃっておられます倒壊等があったときの後の問題等々ございますので、斑鳩町といたしましても、耐震改修促進計画という計画をつくりまして、27年度を目標にこの改修の促進に努めているところでございます。

ただ、先ほどご指摘いただいておりますように、耐震診断は108件と多うございますが、やはり耐震改修となりますと、一定の費用が必要になってきます。やはり個人の方々の負担も当然必要ということで、斑鳩町といたしましては、今回、平成22年度から設けさせていただきました補助事業で、50万円を限度として補助をさせていただいておりますが、この補助につきましては、質問者ご指摘いただいております社会資本整備総合交付金を充てているという状況でございます。22年度は3件の予定をいたしておりましたが、そのうち2件ということにとどまっておるわけでございますけれども、来年度も引き続き3件を考えておりまして、今年におきましても、町の広報紙で特集を組んでPRをさせていただくなりを進めております。また、来年度も同じような形で進めさせていただいて、出来るだけ多くの方々に早期に耐震改修にまでしていただけるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） どういう形をとられるかというのが町の考え方というふうになってくるかと思えます。町が、それは個人の財産やからというような考え方ではなく、やはり町全体を考えて、人命、そして後始末、こういうものを考えながらより積極的に進められることをお願いをしておきたいというふうに思えます。

そして、1番目の②つ目なんですけど、住宅リフォーム助成について。これも、私は社会資本整備総合交付金、今、申し上げました地域住宅支援分野の事業を見ておりますと、これもここに当てはまるのではないかなというふうに考えております。そして、以前にも同僚議員の方から質問がありましたが、どうも町の方では、いまだ動き出す気配もございません。それで、あえて、今、一般質問をさせていただきたいと思えます。

去年から、あらゆる全国的な自治体で、200件近いところがこの住宅リフォームの助成について事業実施を行いました。そんな中で、前回、その効果がよくわからないと

というようなことも町がおっしゃられておりましたけれども、いよいよ、その予算規模がこうであって、こういうふうに活用されて、そして経済効果がこうだったというようなことが、おおよそあちらこちらで随分出てきております、今。

そんな中で、私も見させていただいて思いますのは、奈良県も1億400万円、今回新年度に予算をこの住宅リフォームで取ると、予算計上すると言っております。ですから、この際ですので、斑鳩町としても、県も、あのなかなか動かない県も動き出したということですので、やっぱり町としてもそれに、乗っかっていくという言葉が悪いかわかりませんが、町としてもぜひともこの事業については、年度途中からでもいいです、これ、年度途中からやっておられるところも、補正予算で出されてきたところもたくさんございます、ほかの自治体でもね。ですから、当初無理でもね、年度途中からでも結構です、ぜひとも予算化して実施をしていっていただいて、今、低迷している斑鳩町の商工会の問題もそうです。小さいところほどなかなか仕事がなく大変だと。商工会さんも運営が大変だとか色んなことを言っている状況の中で、町も税収が減る一方だと言っている中で、少しでもよい循環が出来る。

この住宅リフォーム、町内業者を育成していく、町内業者の方に頑張ってもらってことでよい循環が生まれるということは、非常に重要なことではないかな。今、斑鳩町でも、ごみの問題を循環型にしていこうということで取り組んでますが、この循環をしていくという考え方というのは、非常に今の時代大切なことだと思っております。住宅リフォームの助成事業についても、私はこれは循環をして、いい循環が出来てくるのではないかなと、よその自治体の様子も見て考えております。

ですから、ぜひともこの問題については取り入れていただきたいというふうに思っておるんですが、その県の状況なり、そして議会で以前にも一般質問で取り上げているその後の状況なり、町がそういった情報を収集する中で、現段階で町がどのようにお考えになっているのか、一度お聞かせいただけたらなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者のご指摘いただいております住宅リフォームに関する制度でございますが、全国で独自の住宅リフォーム制度を実施をされている市町村がふえていて、あるいは斑鳩町でも町内産業の経済対策の一環ということで、循環を出来るように独自の住宅リフォーム制度を検討してみてもどうかというご質問でございます。

この制度で助成することによりまして、リフォームをしようというふうを考えられて、補助金額を抑えるなり、少ない予算で効果的に町内産業の振興が図れるのではないかと、いう部分もあろうかとは思いますが、この状況につきましては、県の方も23年度に、ご指摘の「奈良の住まいリニューアル事業」という事業が創設をされるように予算要望がされているということで聞いております。

現段階では、やはり前回の質問のお答えをさせていただきましたと同様の状況でございまして、なかなか町内業者の状況を見ますと、現時点の経済効果というのがどうあるかというのは、なかなか判断出来にくい状況には変わりはありません。このことから、現状で町が独自のリフォーム助成制度を創設するということは考えていないところではございますが、先ほどもご指摘いただいておりますように、この奈良県の新たな制度等の状況も注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私、部長の答弁納得出来ませんね。その、経済効果が見込まれない、見込めるとは思えないというようなね、その言い方はちょっとね。もっと、各自治体がやっているリフォームの助成制度、研究してもろうてますか。岩手県の宮古市なんか、色々やったんですよ。それですごい効果が出て、だからその助成する項目、工事の内容広げてるんですよ、新年度で。新年度で広げたんですよ。それで、細かい仕事、畳をかえるとか細かい仕事でもその事業の対象に含めていく。そしたらね、ほんまに大工さんがね、色んな仕事を請け負うて個人でやっておられる大工さんでも、斑鳩町にぎょうさんいはいりますよ。そんな個人の大工さんでも出来る仕事とか、何ぼでもあるんですよ、仕事が。それが、20万ぐらいの仕事やったり30万円ぐらいの仕事でも、多いとこやったら20万円以上の仕事には10万円の補助を出すとかいうところがあるんですよ。そしたらね、ものすごい申し込み殺到したと。それで、今まで気になってから、ようせんかってんけどこの制度が出来たから思い切ってやろうと。そんなところが、もうそんな岩手県の宮古市は、一番最初にやったとこなんで視察もようけ受けておられましてあれですけどね、もうほんとに色んなところで、町や市が工夫して、そしてその項目を、こういうことまでいけますよという項目を考えてやらはったら、ほんとに商工会へ払う会費も払えなかった、町へ払う税金も、どうしようかと、なかなか払えへん、うまいこといかへん、そういう業者さんが立て直して町への税金も払えるようになった、商工会の会費も滞納してた分が払えるようになったという話は、たくさん出てきてるん

ですよ。

ですから、担当としては、もうちょっとね、前にも一般質問で出しているわけですからね、そういう各、全国で200足らずですけど、そういうことをやっているところの実態ぐらいは、どんなことをやっているのか、そして特徴を持って、どういう仕事やったら出来るという、そういう幅とかね、助成の額とかね、もうちょっと研究してもらいたいなと思います。それで初めて、いや、効果がどうやろう、効果出るやろか出えへんとか。やっぱりもうちょっとね、十分検証してもらわんと、どうも、今、部長の答弁では、十分な検証もなしに、単に見込めないというふうに頭から考えてはるようには私には受け取れなかったんです、今の答弁では。ですからね、ぜひとも研究してほしいと思います。

それで、私は、こんな低迷している状態という中でやっぱり、ビジネスカレッジの話も先ほど出ました。私は、子育て支援も力入れてきました。何でというたら、高齢化率がだんだん高くなる今こそ力を入れて、斑鳩町の活性化というのはどういうふうにしていけばええかと、今、すごくそのことを私たちも考えてるんですよ。

ですから、ごみだって減らす、減らしてリサイクルする。それは、ほんとに町が、みんなが頑張ってやりましょうと、一つのことに向かって頑張っていく循環型の社会をつくる。活性化です、これも。これも活性化につながっていきます。お年寄りにも協力していただく。

そして、この住宅リフォームだってそうなんです。今、苦しんでおられる事業者さんや、今、家どうしようか、こうなってんねんけどどうしようかと思っておられる、お金ちょっとしんどいねんけど、厳しいけどどうしようかという人たちの背中を押して、そして循環して町が活発になっていく、活性化がされるというふうな私はとらえ方をしておるんです。

ですから、今後も、随分結果が出てきております、経済効果が助成をした金額の4倍になっているとか6倍になっているとか、色々検証が行われている状況が出てきておりますので、これにつきましては、ぜひとも十分な調査を引き続きやっていただきたいと思っております。

そして、先ほどから申し上げておりますように、地域住宅支援分野の事業として、社会資本整備総合交付金の活用、これが出来るか出来ないか、このことについてもきちんと調査をしてください。私は出来るというふうに確信をしております。

ただ、1点だけ気になるのは、奈良県が行おうとしている住宅リフォームの助成、これ奈良県産の材料を40%以上使うとか、そういう規定があるんですね。私、一つ心配なのは、今、まさに斑鳩町でも、TPPへの参加の見直しの意見書を前回の議会で上げさせていただきましたけど、このTPPの協定が結ばれましたときに、奈良県がやる事業で奈良県産の材木を使うということを条件にやると、関税がなくなったときの協定している国から何をどう言われるのかなと、正直その点については、私の中ではちょっと引っかかっているんですけども、そういうことがないようにもTPPの方も慎重にやってもらわなあかんなということは思っておりますが、そこはちょっと一つ引っかかる場所ですけども、ぜひとも県内、町内、育成していき、みんなが笑顔で暮らせる社会をつくっていかうということでは、一つの効果の高い私は事業ではないかというふうに考えていますので、今後も引き続き検討をしてください。

そして、来年度中、途中でも結構です。十分調査が済めば、奈良県もそういうふうに踏み出した中で、途中から補正予算を組んでやっている自治体もございますので、そういった思い切った施策の展開を町としてもやっていただきたいというふうに私は思っております。

続きまして、③点目に移らせていただきます。③点目に書かせていただきました景観計画などに基づく景観保持のための個人住宅の過度の負担について助成することにつきまして挙げさせていただきました。

この問題につきましては、一昨年、自治会連合会と議会とで懇談会をさせていただきましたときに、自治会連合会の役員さんがおっしゃっておられたんですが、そういう風致のかかったところや、斑鳩町はいろんなところがある。それは、世界文化遺産のあるまちで、自分たちもそのことについては自負しているし、景観を保つということは重要だと。けれども、色々なこの社会情勢の中では、その家その家の色々な事情も、経済的な事情もあると。ですから、指導をされて、ここはこういうふうになれば安くて出来るんだけど、指導が入って、こういう仕様で、こういう施工でやってくださいと言われて場合に、かなり最初に思っていた金額より高くなることもあると。こういうときに、そうなったときに、私たちは年金暮らしになってとてもそのとおりに出来ないというようなご意見も当時ございました。

その後、都市計画審議会の中でも、私も委員をしておりますので、景観計画などの報告を受けたり色々している中で、都計審の委員さんの中からもこの意見、同じような意

見が出ておりました。やっぱり景観を守るということ、それはよくわかる。そして、条例が出来てそれを守ろうという、そういう精神はあると。気持ちはあると。そういうふうにやっていきたいとも思っている。けれども、経済的になかなか、自分の思いとその経済状況がついていかない場合もあるんじゃないかと。それは個々の状況にもよるといふことをおっしゃっておられました。

ですから、私も、景観行政団体となられた斑鳩町が、今後、景観条例を持ち、そして景観計画に沿ってこの斑鳩町の景観を守っていくという中において、やはり斑鳩町としてのやっぱり、何というんですか、性根を据えた施策というものも私は必要なんじゃないかなというふうに思っ、そういったところでご意見も出てることですのでね、やはり一定の、もちろん基準というものは必要だと思います。そこのお宅の家の状況であったり、経済状況であったり、色々勘案する中で、一定のこういった形に助成をしていくというような考え方を持つべきではないかなというふうに思っておるんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問者がおっしゃっていただきますように、個人の皆様方に過度の負担にならないようにということでございますが、今回、策定をいたしております景観計画でございますけれども、これの中では、重点景観形成区域での届け出対象行為の要件がございまして、建築面積は100平米以上、高さ10メートルを超える建築物で、個人住宅と比べて形態や意匠の奇抜なものになりがちな商業施設などを基本に想定をいたしているところでございます。

個人住宅につきましては、建築面積が500平米、高さが10メートルを超える物件を対象といたしております。このことから、個人住宅を建築されようとする多くの住民の方々に対しては、過度な負担とならないように基準を設定をいたしているところでございます。500平方メートルを超える個人住宅というのは、非常に少ないんじゃないかというふうに考えております。

また、第4次総合計画及び景観計画におきまして、官民協働によります景観まちづくりの推進を掲げておりますことから、これらの施策を展開する際には、対象物件の所有者の方の施策への理解と協力及び地域住民の景観に関する意識の向上というものが不可欠であると考えております。景観まちづくり施策につきましては、行政から一方的に押しつけるというのではなく、住民の方々为主体となる活動や提案事業が大きな役割を

担うということになります。

今後、町といたしましては、住民全体での町並みの保存などの活動が活発になった場合の行政とのかかわりや、それらへの支援策などに関する取りまとめを進めていくことにいたしております。先進事例などを参考に施策の調査研究から始めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 何か部長の答弁聞いてたらね、私、それ全然違うって思ってしまうんです。私、自分も経験してるんですけどね、本屋があって裏の離れがあって、離れを建てかえる。一つでもね、絶対屋根瓦乗せよと、屋根瓦でないと困ると言われるんですよね。ほんで、納屋ちょっと建てますよというても、納屋かて風致かかるとこやったら屋根瓦にしてくれと。えっ、そんな納屋やからというてもね、いやいや、こんだけの広さ、こんだけの大きさやったら、そんなもん瓦乗せてもらわな困ると。別に人住まへんからね、もっと簡単な形でやりたいけどね、瓦乗せよと言わはるんですよね。やっぱりそういう指導、無理やりせえへんて言うてはるけど、結構無理やり言うてはりますよ、町も、ほんまに。今まで私も経験あります。私もあるけれど、うちの近所、皆、法隆寺地域なんで、色んなことを聞いてます、色んな方から。

ですから、そこのところにどうも温度差がものすごい、今、あるなあと。町民さんが感じてはんと、自治会連合会の懇談会でも出てて、都計審でも委員さん言うてはんねんけど、いや、担当にしたら、全然そんなん思うてへんし、でも私ら住民側からいうたら、うちの法隆寺地域の色んな人から色んな文句聞いてますし、いや、こんだけ温度差あったらこれちょっと大変やなあと、今、つくづく思いましたけどね。

そしたら、町が指導して、したいけど自分とこお金ないからこの予算でしかでけへんからいうて、ほんなら瓦乗せんでもオーケーということなんでしょうかね。私、その辺はきちっと聞いときたいな思いますねん。無理やり瓦乗せなあかんと言われて瓦乗せてえらいお金ついて難儀したという話なんてぎょうさんある話ですしね。納屋であっても、そんな形になってたりするのは、法隆寺でやったらもうざらの話です。

そやからね、そういう点につきまして、ちょっと部長の答弁、今のはね、私ちょっと、非常に住民の状態がわかってない答弁というしかないかなあというふうにちょっと感じます。もうちょっと、何というのかなあ、頭から出来ませんみたいな話ではなくて、もうちょっと検討しようというような姿勢でも見せてくれはったらええけどね、その姿勢



が見えない。

で、さっきから何遍も私言うてますけどね、住宅環境の整備、だから公営住宅とかそんなだけじゃなくて、社会資本整備総合交付金というのは、住宅環境の整備とか景観の保持とか、そういうものにも当てはまっていくんですよ、と私は思ってるんです。担当、間違うてたら言うてください。私は、そういう地域住宅支援分野という事業分では当てはまるという確信を持っています。

ですから、今回、この3つの住宅政策として、私は、斑鳩町が特に住民の声、町民さんたちの生活状況、色んなことを勘案して取り組むべき問題ではないかということで今回挙げさせていただいたんですけれども、どうでしょうか、実際にこの③番目の景観に関して補助を出している自治体もあると思うんですけど、そういうことも含めて町の方は、そういう実情があるところの実態も十分に研究してそういうふうな部長の答弁をしていただいているのかどうか、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご指摘いただいておりますように、やはり一つは、今日まで斑鳩町の景観は、先人の方々、あるいは住民の方々の努力のおかげで守られてきてるのではないかというふうに、それは感謝を申し上げているところでございまして、それを今後後世にも守り伝えていく必要があるということで、色々な施策を展開をしているところでございます。

先ほどおっしゃっていただいております他の事例等なんですが、奈良県あるいは奈良市でも、風致ではなしに景観計画というところを奈良県の方も21年から施行をされておるところでございましてけれども、この景観計画の施行に伴いまして奈良県では、21年度限定ではございますが、修景整備の補助制度はございました。また、奈良市では、奈良市の景観計画におけます景観重点区域内にあります既存建築物の修景整備に対する補助制度が現在ございます。交付対象となる経費の2分の1の範囲内の額で、建築物では限度額が200万円という制度が奈良市ではございまして、こういったことの利用も一部されている状況にはあることは確認をいたしておりますので、町といたしましてもそういった事例は参考にさせていただいて、今後の検討課題ということで考えてまいりたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 奈良県内だけではなくて、全国的に見ましても、色々な歴史

的な、文化財であったり色々なものを大切にされて、そういった町並みの景観に関して計画を策定されて取り組んでおられるところというのは、色々あります。そんな中でも、こういう助成制度を持っておられるところというのは、ほかにもございます。ですから、また十分研究をしていただきまして、今でも斑鳩町で世代交代をうまくやっていけるかどうか、農地なども含めましてね、色んな家の問題も大変なことも色々ございます。斑鳩町の現状というものを十分町として認識をしていただき、どうしても改修が必要だというときに、指導どおりの改修をしようとか建物の改修をしようとかいっても、十分ちょっと予算がうまくいかないというようなときに、やはり何らかの助成制度があれば、その方が思い切ってじゃあやろうかと、親の家をどうしようかと思っていたけど、やっぱり斑鳩町へ帰ってちゃんと家を補修して自分が育ったまちで住もうかというような、そういうことにも私はつながっていくのではないかなあと。そういう、より多くの町民さんに協力してもらえる、そして積極的に町へ戻ってきていただける、こういうことが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、また十分な、全国的な事例も見ながら検討をしていただけたら、これも住民の声ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして2点目の方に移らせていただきたいと思ひます。2点目につきましては、地上デジタル放送移行まで5カ月を切った現状についてということなんです。これにつきましては、私、これまでにちょっと系統的に何度か聞いてきました。けれども、いよいよもう5カ月切りました。そして、5カ月を切る中で、私も昨年からはテレビを買い替えたり色々してる中で、テレビは買い替えただけで、結局デジタルで映らないというような状況があつて、さあどうしましょう、どうすればいいか。それは、費用が伴う。方法も色々、幾つかあるという中で、それを、費用と方法というのを自分が選択をして決めていかなければならない、そういう必要があるという問題なんですね。で、ケーブルテレビを選択した場合でも、11月の中ごろまでに申し込んだけれども、やっと外の工事1月下旬に来て、中の工事は2月の末に来たというようなことでね、申し込みからでも何カ月もかかるんですね。こんな状態が、今、起こってます。

こんな中であつて、私は以前は低所得者層の方のことも申し上げてきましたが、今、まさにもう5カ月を切ったという中では、いよいよ一人暮らしの高齢者の方とか、高齢者だけのお2人の世帯とか、こういうところの方々がどうなつてんのか。これ、十分に把握をしていただけたのかしていただけてないのか。幾らデジサポさんもいらっしやっ

て色んなとき、色んな機会とらえて、うちの家もね、どうも受信困難地域か何かわかりませんが、去年ビラ入ってました。どうも電波がぶつかるとかね、電波が反射して何かうまくいかないとか何かそういうこともあるんかして、うちの地域でもビラも入ったことがあるんですけどね、私はこの自力で対応が困難な世帯の方々、こういう方々への支援の強化というのは、今まさにもう5カ月切った今、とても重要なことなのではないかなというふうに思ってるんですけども、町の方では、現状どのような状況になっているというふうにお考えなのか、また今後どうなのかということをお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） デジサポ奈良のことも、今、ご紹介いただきましたけど、そのことも含めまして答弁させていただきます。

総務省におきましては、国の責任におきまして、本年の7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向けまして、地域に密着した調査・相談対応、あるいは支援等を行うために設置をされました奈良県テレビ受信者支援センター、紹介にございましたいわゆるデジサポ奈良でございますが、これを中心に様々な取り組みを進められております。本町におきましても、いわゆる「地デジ迷子ゼロ」を目指しまして、住民に一番身近な自治体として、町広報紙への掲載、これは平成22年度だけでも5回しておりますが、それと役場をはじめといたします公共機関への周知チラシの設置、あるいはデジサポ奈良によります住民説明会の開催場所の提供でありますとか、色々周知広報につきまして協力をしてきたところでございます。

デジサポによりますこれまでの調査から、本町におきましては、生駒送信所と五條市にございます栃原中継局からの電波が、山との反射によりまして、それが時間差で受信するということによりまして正常に放送が受信出来なくなるという、デジタル混信というそうでございますが、これが発生する地区が約6,600世帯もあるということが判明してございます。

これらの地域の対策といたしましては、このデジサポ奈良などによりまして、デジタル混信地区の中でも特に混信の状況が大きいとされております約600世帯のうち、アンテナが、先ほど申しました南方面、栃原中継局に向いている約300世帯に、平成22年11月中旬にそのデジサポ奈良が個別に訪問いたしまして、支援内容の説明及び申し込みの受け付けを行ったところであると聞いてございます。

また、次の段階といたしまして、その他のデジタル混信の可能性のある地区、約6,000世帯でございますが、この世帯につきましては、デジサポ奈良が本年2月上旬に地区内の各家のアンテナの向きを調査した上で、アンテナが南の栃原中継局に向いている約500世帯に対しまして、2月中旬と下旬の2回にわたりまして、このデジタル混信についてのチラシのポスティングが行われたところでございます。今、質問者がおっしゃったチラシについても、このポスティングのことなのかなというふうに考えておりますが、町といたしましては、円滑にデジサポ奈良の取り組みが進みますように、デジサポ奈良が個別訪問やポスティングを行う際に、事前に広報紙で周知を行うとか自治会長への声かけなどの協力を行ってきたところでございます。

また、一般的な地上デジタル放送に関する周知につきましては、テレビ放送も十分されているところでございますが、そのほかデジサポ奈良が昨年6月本町におきまして、一人暮らしの高齢者の方など自力での対応が困難な方へのサポートの一環といたしまして、本町の民生児童委員協議会定例会におきまして説明会を開催する中で周知の協力を要請されたところであります。また、去年の8月と10月には、中央・西、そして東の3つの公民館のロビーにおきまして、住民の方からの質問に随時対応するという地デジ相談コーナーを開設するなどの取り組みがされているところでございます。

地上デジタル放送を受信するための対策といたしましては、アンテナの工事やチューナーの設置、ケーブルテレビへの加入など、先ほどご紹介がございました対策があるわけでございますが、こうした複数の選択肢があるために一人暮らしの高齢者の方、あるいは障害のある方にとっては、わかりにくく対応が出来るケースも出てくる可能性が考えられるということでございまして、町といたしましても、地デジ移行まであと5カ月と迫ってきている中で、今後の取り組みといたしまして、こうした自力での対応が困難な世帯へのサポートを強化していくことが重要であるというふうに考えております。

このことから、デジサポ奈良にその対策を依頼したところ、本年7月の移行時期にかけての6月から8月の約3カ月間、役場等の公共施設でデジサポによります地デジ相談コーナーを再び設けるという方向で現在調整を行っております。この相談コーナーの設置場所と時期が決まりましたら、またデジサポ奈良と連携をし啓発活動に積極的に協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 公民館で地デジ相談コーナーを設けたということ、今、答

弁の中にありましたけれども、そこへ来られたというのか、電話とかもカウントしては  
んのかどうかわかりませんが、相談件数というのはどの程度あったのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 昨年の公民館での相談会の相談件数でございますが、1回目は8月に行われておりまして、3つの公民館合計で53件ございました。それと、10月に行われました第2回目では、3つの公民館合わせまして178件の相談がありまして、その相談の件数がふえているということで、認知度も高まってきたのかなというふうには考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それと、答弁の中で、7月の移行時期を挟んで6月から8月にまた3カ月ほどデジサポさんが相談コーナーを設けたいと言うてはるとのことなんですけどね、今、数字聞いたら、8月で53件やけど10月、2カ月たったなら3倍になっているわけですよ。だんだん近づけば近づくほど私は相談がふえるんじゃないかなというふうに思ってるんですよ。その前の答弁でもね、町で6,600世帯がちょっとあやしいんやというような話でしたでしょう。ということは、かなり広範囲にしんどい家があるんですよ。そんな中で、各家の状況を1軒ずつつかむいうたら大変なことですので、なかなか町にしたってデジサポさんにしたって難しいかなと思います。1軒の家でもね、同じアンテナ上がっても、うちでもそうですけど、ブースターつけて、アンテナのこのブースターで、1つはブースターついてるけど1つのテレビはブースターついてない。アンテナだけ見たらブースターついてるから大丈夫かなと思っても、そこから2本テレビとってたら、1本は映らないんですよ、十分に。入ってこないです、地デジがね。だから、どんなケースも、色んなケースありますのでね、やっぱりこれ丁寧にもうちょっとやっていっていただけたらなと思うんです。

その一つの方法として、先ほどありました民生児童委員さんの方へもお話をしたということなんですけれども、民生児童委員さんもお1人で200から300世帯をお持ちになっているということでは、なかなか大変なことだと思います。私は、社会福祉協議会とも連携をする中で、小地域福祉会の福祉員さんをやっぱり視野に入れて、すぐ近所ということもあって、遠慮なくね、そういうテレビの話も福祉員さんからしていただけるのではないかなというふうに思ったりします。

ですから、そういう見守り活動を小地域福祉会でやっていただいているんですが、地

デジ対策についてもその見守り活動の中へ一つ入れていただいてね、今後、やっぱりテレビは見れないという状況がこの斑鳩町で起こってはならないと私は思っておりますので、ぜひともそういう一つの手だてを使って努力をしていただきたいということ。

それと共に、先ほども言いましたように、自力で対応が困難な世帯というのは色々あるんですよね。ですから、この方たちの支援強化をやってもなお十分に支援しきれないという可能性も私は非常にあるというふうに考えております。そんな場合、アナログ波の停止が7月24日と言われてますけれども、十分全員が見れないかもしれないという心配があった場合、このアナログを停止するということを延期するという考え方、これはぜひとも町にも持っていただいて、今後、総務省に対しても、確信が持てない場合は延期をするべきであるという姿勢を持っていただきたいということをお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、時間の都合もありますので、次行かせていただきます。次につきましては、3番目、介護保険の制度改正、今年度検討をされます。来年度から制度改正ということになっておりますけれども、この中で、予防給付と生活支援サービスを総合化しようという動き、総合サービスというものを新設しようという動きがあります。この中で、私は、要支援という軽度者の方、それから認知症の初期の方とか、それとかまた一人暮らしの方や老人世帯の方とか、こういう方の、特に軽度な状況の中で、こういうふうな総合サービスというふうになっていったときに、大変なことが起こるのではないかなというふうに心配をしております。現状はまだ確定をしていないという状況ではありますが、町の方ではどのように認識をしていただいているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今、おっしゃいましたように、その審議会の部会の中でも色々ご意見はございました。今、質問者がおっしゃいました、特に要支援者、軽度の要介護者に係る給付について、大きく2つの意見が出ております。1つは、生活援助などは、要支援者、軽度の要介護者の生活に必要なものであり、加齢に伴う重度化を予防する観点からも、その給付を削減することは適切ではないという意見。もう1つは、介護保険制度の給付の対象外とすることや、その保険給付割合を引き下げ、利用者負担を例えば2割に引き上げるなどの方策を考えるべきであるといった意見もございました。

このように、軽度者に対します給付につきましては、給付の削減を反対する意見と、

給付を介護保険の対象外とすることなどの方策を考えるべきとした意見が併記されたものでありました。厚生労働省は、今後、この意見書をもとに介護保険法改正案をまとめる方針であると聞いております。町といたしましては、現在、国の方で改正案を検討している最中でございますので、その動向を注視をしまいたいと考えております。

また、認知症や一人暮らし、高齢者のみの世帯の方々に対しましては、町が現在行っています「徘徊高齢者家族支援サービス」や「愛の訪問サービス」「配食サービス」

「緊急通報装置貸与事業」などの見守りを目的といたしましたサービスの利用の拡大を図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 総合サービスを導入するかどうかというのは、町が選択出来るものなんですね。ですから、町がそれを選択するのかどうか。それから、利用者に対して1人ずつどう選択をしていただくのか、これも町や地域包括支援センターが判断するという事になってます。

そんな中で、ぜひとも1つだけ言っておきたいのは、ヘルパーの生活援助についての、私は厚生労働省なりそういった審議会での、過少評価をしているということについてだけ申し上げておきたいと思えます。単なる家事の代行ではないんです。これは、支援を必要とする高齢者とコミュニケーションをとって、心身の状態を把握して、その状態に応じて働きかける。そのことによって生きて活動する意欲というものを引き出す。これは、専門労働なんです。このことをきちっと町の方は理解をして、今後の動向を見ながら、町の考え方、町の施策というものに取り組んでいっていただきたいと思えます。これは、まだまだこれからの議論ですので、この程度にさせていただきます。

続きまして、4点目ですが、この国保税について、私は以前から高い高いと申し上げてきましたけれども、この国保税に苦しみながら、町も、保険者も被保険者も、色々国保の問題やっている中で、いよいよ厚生労働省の方では、一定の規模で運営をしていくことによって安定した国保運営をやっていくべきであるという考え方から、この広域化という問題が出てきました。

この広域化につきましても、色んな問題があります。奈良県下でも、保険料はばらばらです。保険税のところと保険料のところがあつてばらばらです。こんな中であつて、広域化の問題というのは非常に重要な問題です。後期高齢者医療での広域化、広域連合での運営ということについては、私は反対をさせていただきました。そのことありま

して、今後の国保の広域化については、非常に私は注目を、今、しているところですが、この状況につきまして、町としての現在の認識をお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 市町村が運営します国民健康保険は、その運営を市町村としている現状におきましては、財政が不安定となりやすいこと、被保険者の年齢構成や所得分の差異が大きいこと、1人当たりの医療給付費に格差が生じていることなどの構造的な問題を抱えております。また、被保険者側から見れば、保険給付は全国共通であるものの、市町村国保の保険税（料）は市町村間で格差がございまして、同じ所得で同じ世帯構成であっても、住んでいる市町村によって保険税（料）が異なっております。さらに、今後の高齢化の進展等によりまして、高齢者の加入率が高くなり、市町村個々の運営は一層厳しさをましていくと見込まれております。

このような状況において、国は昨年5月に国民健康保険法を改正し、市町村国保の都道府県単位化に向けた環境整備を図るための市町村国保広域化等支援方針を策定出来ることとされたところでございます。

一方、高齢者の医療制度の見直しにおきましては、昨年12月に後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方も、現役世代と同様に、国保か被用者保険に加入することとした上で、その国保の運営については、平成25年度から、75歳以上の部分を都道府県単位での財政運営とし、平成30年度を目標に、全年齢を対象として、市町村国保の都道府県単位化を目指す改革の方針が示されたところです。

このような中、奈良県では、平成27年度をめどに国保運営の県単位化に向けた環境整備を進めるため、医療費の適正化、保険財政の安定化の確保等を柱とする奈良県国民健康保険広域化等支援方針を昨年12月に策定され、今後、この広域化等支援方針に基づき、市町村国保の県単位化に向けた環境整備のための検討協議が進められてまいります。

この検討協議におきましては、市町村長をメンバーとする協議の場が設置されると共に、複雑な国保制度について円滑な広域化を図るため、テーマごとに実務レベルでの検討調整が行われてまいります。特に、保険税（料）の統一に向けた非常に大きな問題がございまして、今、市町村でも格差は非常に大きゅうございます。あえて時間の都合で数字は申し上げませんが、また、その課税につきましても、所得割、資産割、色々



ございます。

そうしたことから、非常に調整は困難を極めると思いますが、本町といたしましては、広域化等の推進によって国保運営が安定的になり、将来にも安定してサービスを提供出来る制度の見直しに対しましては適切に対応してまいります。反対に本町の財政や被保険者の負担がいたずらに大きくなると考えられる内容であれば、当然意見を申し上げてまいりたいと考えているところでもございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ほとんどの市町村が赤字なのに、財政難の国保を寄せ集めたって、絶対財政が改善するとは私は思っておりません。ですから、国民皆保険の中で、理念をきちっと持とうとすれば、私は国庫負担がどんどん引き下げられていること、このことが一番の大問題だというふうに考えております。また、給付抑制の押しつけなどにつながるこれらの広域化につきまして、今後十分とまた私も研究をしながら町の方へも色んなご意見を申し上げていきたいと思っております。混合診療やそういったものが進められてくるという心配もございます。そういったことにも、今後注視をして、町へも物を言っていきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきますが、この一般質問につきましては、このたびの本会議初日に町長の方から一部説明をいただきましたが、住民の方から、裁判の結果や裁判に伴う費用に住民の方々が納めた税金についてどれぐらいの支出があるのか、あなたたち議員として住民に知らせる必要があるのではないかというようなご意見をいただきましたので、改めてこの一般質問をさせていただくことにいたしました。その点をご理解いただきたいと思います。

初めに、1の峨瀬自治会集会所建設に伴う損害賠償住民訴訟について、このたび、最

終的には町の全面勝訴で終結したとございますが、1審からの裁判の結果についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 本事件につきましては、峨瀬自治会集会所建設のために町が町有地を無償譲渡し補助金を交付したことは違法であるとして、原告が平成16年6月13日に奈良地裁に提訴をされたもので、奈良地裁におきましては、計14回の公判を経て、平成19年2月28日に町の全面勝訴の判決が言い渡されました。それを受けて、原告が大阪高裁に平成19年3月13日に控訴されまして、4回の控訴審を経て、平成20年6月27日に、「土地に関する無償譲渡は実質的に補助金交付となる」などとして、「小城利重に対し、2,194万6,899円を請求せよ」などという町の一部敗訴の判決が言い渡されたところをございます。町は、この判決を不服といたしまして直ちに最高裁に上告をしていたものであり、その結果、平成23年1月14日、町の全面勝訴の判決が言い渡されました。

判決文の主文を紹介させていただきますと、原判決中上告人敗訴部分を破棄する。この場合、上告人といひますのは町をございます。上告人の敗訴部分を破棄するというのが1つ。前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とするというもので、町の主張が全面的に認められたものをございます。

このことによりまして、1審の奈良地裁に提訴をされた日から起算をいたしますと、実に6年半余りにわたる裁判が終結したというものでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） ありがとうございます。それでは、②の1審の奈良地方裁判所から最高裁判所までの裁判にかかった費用は幾らになるのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） まず、裁判所に支払う訴訟費用といたしましては、1審、2審につきましては原告である相手方が支出しております。次に、最高裁に上告した際の町の支出は、上告費用のうち、印紙代2万6,000円と予納郵券、切手代でございひますが、6,000円の合計で3万2,000円となっております。その他の事務費分につきましては、現在弁護士に確認中のございまして、合計で約7、8万になる見込みであるというふうにお聞かしております。

ちなみに、1審で原告が支出した訴訟費用は1万3,000円、2審の訴訟費用は1万9,500円と聞いているところでございます。

次に、弁護士費用についてであります。1審の奈良地裁では、着手金として6万6千1,500円、2審の控訴審の着手金としては4万2千円、最高裁の着手金としては5万2,500円を支出しております。着手金の合計は1万1千3万4,000円であります。

また、このたび全面勝訴という判決を受けたことによりまして、成功報酬の支出を予定しております。本議会で議案第5号において、補正予算として3万1千5万円を計上させていただいております。この3万1千5万円の成功報酬を含めました弁護士費用の合計金額は、4万2千8万4,000円となっております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 4万2千8万4,000円の費用がかかったということでございますが、町がこれ全面勝訴をしたということについては、相手方の原告にこの費用を請求出来るのか出来ないのかということをお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 先ほども紹介をさせていただきましたけれども、最高裁の判決によりまして、控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とするようになっておりまして、上告費用につきましては弁護士を通じまして原告側に請求する予定をしております。この金額は、先ほども申しましたが、上告の際の手数料等でございます。印紙代2万6,000円と予納郵券6,000円及び事務費である7、8万程度の見込みでございます。

なお、弁護士費用につきましては、住民訴訟制度自身が、住民が住民としての資格において地方公共団体等に対して損害賠償を求める請求をすることを広く認めているという住民訴訟の趣旨から、住民側が勝訴をした場合の住民側の弁護士費用については、地方自治法第142条の2第12項の規定に基づき町に請求出来るわけでございますが、町が勝訴した場合につきましては、相手側に請求出来る旨の規定が定められてないということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 今、部長、地方自治法第142条というふうに申されましたが、これ、242条か142条かどちらでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） まことに申しわけございません。地方自治法第242条の2

第12項でございます。訂正をお願いします。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 町が勝訴した場合は相手側に請求が出来るというような規定は定めておられないということなのですが、それはしてはいけない、出来ないという認識でいいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今、申し上げました地方自治法第242条の2第12項の規定は、あくまでも住民が勝訴した場合でございます。町が勝訴した場合には、先ほども申し上げましたが、請求出来る旨の規定がないということでございます。今回の最高裁の結果をもって直ちに相手側に弁護士費用を請求することが出来ないということでございます。もし請求するとすれば、別途町が訴訟、提訴するという形になります。そういった形ですとすれば、請求は出来ます。その結果は難しいという判断も色々、この住民訴訟の趣旨からも、その結果について町が勝訴するという可能性について極めて低いであろうという考え方はありますけれども、訴訟するという方法は、そうしたことであります。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 町が逆にまた相手を訴えるというんですか、そうすれば請求は出来るかもしれないが、勝訴する可能性は低い。そういう可能性の低いことはしてもらわなくてもいいと私も考えます。

続きまして、このように町が訴えられたというんですか、町が被告人となった裁判は、これまでに何件ぐらいあるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 過去にあった住民訴訟の例でございますが、住民訴訟につきましては、本事件を含めまして過去に8件ございます。そのうち、平成元年に提訴されました北海道への議員視察に係る損害賠償請求事件につきましては、最高裁で町が全面勝訴をしたわけでございますが、当時の地方自治法では、弁護士費用を町で負担するという規定がなかったため、全額小城町長個人が負担をしたところでございます。また、平成11年に提訴をされました顧問弁護士に係る損害賠償請求事件につきましては、顧問弁護士であります川崎弁護士が被告であったため、弁護士費用は発生をしておりません。

その他といたしまして、弁護士費用が発生した訴訟といたしましては、まず1つ目といたしまして、平成7年に提訴されました服部集会所に係る予算執行差し止め請求事件、2つ目として、同じく平成7年に提訴されました斑鳩バイパスに係る損害賠償請求事件、3つ目として、平成10年に提訴されました火葬場建設に係る損害賠償請求事件、4つ目として、平成12年に提訴されました都市計画道路郡山斑鳩王寺線に係る損害賠償請求事件、5つ目として、平成12年に提訴されました峨瀬集会所に係る予算執行の差し止め請求事件、そして本事件の以上の6件となっております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 町が支払いをされた裁判に関しては6件あったということなんです、その6件の中で提訴された原告の中に、議員または元議員であった方は何名ぐらいおられますか。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 各訴訟におきまして、提訴をされた時点で申し上げますと、現職の町議会議員が1名、元議員であった方が1名、計2名おられます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 先ほどお聞かせいただきました町が支払いした裁判については6件あったと。この6件全体でどれぐらいの費用を町はお支払いしておられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） その6件の弁護士費用の総額でございます。本事件以外の合計では988万9,200円となっております。本事件、先ほど申しました428万4,000円を含めますと1,417万3,200円となります。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 先ほどお聞かせいただきましたように、住民訴訟となれば、町が勝訴しても原告に対して請求は出来ないというんですか、する手法はあってもなかなか難しいということで、こういう裁判が起こった後、町の現状としては何も、何一つ変わってはおりませんが、1,400万というようなお金を支払いしていただいているということで、人それぞれ考え方は色々あると思いますが、今、議員の中でも、同僚議員現状で13名いますが、私はこの住民訴訟を否定するものではございませんが、議員としては、やはり委員会、またこの本会議で議論を尽くし、住民の方々が納めていただいた

この大事な税金を無駄に使用することはないように心がけたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） それでは、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問を5つばかりさせていただきたいと思います。

まず最初は、自治会の集会場についてでございます。地方行政が地方自治を行う際、各自治会活動がその重要な役割を果たしています。これらの自治会活動は、各地区の自治会館を拠点として活動されております。しかしながら、この自治会館は、現状すべての地区に十分な施設があるものではなく、また中には老朽化したものや建物、敷地が活動に支障を来すようなもの等々、多種多様の難題を持ち合わせたものも多く見受けられます。こういったことをかんがみて、町内4カ所において、期間10年以内に地域交流館、これは仮称ですけども、地域交流館を建設していこうという予定を昨今お聞きしているところであります。そこで、この地域交流館建設事業の進め方についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水総務部長。

○総務部長（清水建也君） 今後、ますます進むことが予想されております少子高齢化社会に対応するためには、地域における子育て支援、高齢者への支援、また防災・防犯対策等が求められておまして、互いに助け合い支え合うコミュニティを再構築していくことが重要な課題であるというふうに考えております。

しかしながら、自治会の中には、集会所が手狭でありましたり、床が畳のために高齢者には利用しにくいなど、集会所の様々な形態等によりまして活動に苦慮されているところや、財政力不足などの理由によりまして、自治会単独で集会所を所有出来ない自治会があることも認識をしているところでございます。

先ほど申しましたように、地域住民の活発なコミュニティ活動は、すこやかに生き生きと暮らせるまちづくり、安全で安心して暮らせるまちづくりには欠かせないものでございまして、住民、ボランティア団体、NPO等と行政が一体となって住民と行政の協働のまちづくりを進めていく必要があることから、（仮称）地域交流館はそういった様々なグループ・団体の、自治会という枠を超えた活動を支援いたしまして、住民と行政の協働のまちづくりを推進すること、及び万一の災害時における避難施設という性格

も持ったものとして整備をするものでございます。

この地域交流館の基本的な考え方でございますが、1つとして地域が主体性を持って管理運営を行う施設であること、2つとして単位自治会ではなく広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設であること、3つとしては、建設計画については、小学校区のことを基本といたしまして合計4カ所を建設するものであるとしておりまして、建設箇所といたしましては、龍田地区に2カ所、この内訳といたしましては、紅葉ヶ丘地区、三室地区、笠町地区付近の地域と、小規模の自治会が多数ございます龍田4丁目付近を想定しております。また、法隆寺地区として、小規模・大規模自治会が混在しておりまして、住宅開発が進み施設等の確保が困難な自治会がある地区として1カ所、さらに興留地区として、住宅の密集地であり単自治会では確保が困難である地区として1カ所の合計4カ所を計画したところでございます。この中では、まずは法隆寺地区におきまして、平成23年度と平成24年度の2カ年で整備を行おうとしているものでございます。

また、今後の整備方針につきましては、地域の要望等も精査をさせていただきながら、地域交流館の基本的な考え方に合致することを条件に進めてまいりたいと考えております。

整備方法といたしましては、まず地元で適当な用地を探していただきまして、その後町が適正な価格で用地を購入し町が建物を建設するもので、その後、管理運営につきましては地域が管理主体となって自主運営をされることというふうに想定しております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 地域交流館の建設事業の内容につきまして、今、ご回答をお聞きし、各地域の活動がより活性化されるなあと安心いたしました。各地区でうまく土地が無事確保され、建物が建設されることを願っているところですが、ただこれには費用もかかることですので、財政、財源の確保や、また施設が出来上がりました後のランニングコストも必要かと思えます。後の質問で財政の健全化についても質問いたしますけれども、この費用の捻出につきましてもよろしく願いしておきたいと思えます。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。国道25号線の歩道の設置についてです。竜田大橋のバス停付近から猫坂の付近までの龍田地区で、国道25号線沿いに歩道を設置して安全な通学路の確保や生活道路の確保をしていこうと、今、事業が進められています。

私は、議会議員にならせていただきました当初より、安全な歩道の設置を要望してまいりましたが、やっとここへ来て関係機関が動きだしてくれたと評価しております。現在、地元のこの事業に関係される地権者の方々の協力もほぼ得られていると報告も受けているところです。何十年に一度の道路改良の大事業であると私は位置づけをしているところです。

そこで、この事業の今後の進め方、スケジュールについてお伺いいたしておきます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 一般国道25号斑鳩町歩道設置事業に伴います今後のスケジュールということでございます。

現在までの事業の状況を少し説明をさせていただきますと、昨年11月に関係者の皆様のご協力によりまして土地の境界の立ち会いが実施をされております。その後、立ち会いに基づく筆界確認図面等が作成されましたことから、各権利者に対しまして筆界確認印の受領のお願いに伺い、確認印の受領がすべて完了をいたしましたところでございます。また、昨年10月からの建物及び工作物などの補償調査も終了いたしておりまして、現在、国においてその算定作業及び土地の単価設定等の作業を進めていただいているところでございます。

そこで、今後のスケジュールということでございますけれども、早ければ今年の夏ごろから、各権利者の方々へ具体的に用地協力のお願いに伺える予定と聞いております。また、工事着手につきまして、平成24年度からの予定で計画をされておりますが、竜田大橋の前後の2つの校区におきまして、それぞれすべての用地取得が完了した校区から工事に着手されるというふうな予定になっていると聞いておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） こういった歩道をせつかく設置していきますので、この歩道に私は上下水道管の埋設を必須条件として設計されているのかに対して確認しておきたいと思えます。それといいますのは、国道沿いの地権者の方々から、昔、国道が設置される際に敷地を協力してきたが、いざ自分の家を建てる場合、国道から水道管や、また排水管を接続することが出来ず困ったことがあると、これまで数々の苦情をお聞きしてまいりました。このことは、旧来の国道設置は、車両が走る用途のみを取り上げ他の要素は考えられていなかった、要するに道路としては不満足なもの今では考えております。こういった時代の流れを踏まえ、今回予定されている歩道設置がより効果的なものとな



るよう希望するところです。上下水道管の設置について、今、どのような予定をされているのか、確認をしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） ただいまご質問いただきました上下水道管の埋設に関してでございます。これは、国道の歩道を、事業が立ち上がった段階で、地元の対応をさせていただき中で、やはり各地権者の方々からも強い要望をいただいております。

上下水道と申しますのは、やはりライフラインとしても大事なものとなっておりますので、そういったところから、昨年の6月、道路の設計をする段階でございますが、奈良国道事務所と本町の上水道課、下水道課によりまして埋設物の協議を行っております。その中で、歩道整備工事の実施とあわせて上下水道及び公共下水道の整備工事を行っていくことで一定の方向性が定まっております。奈良国道では、それを受けまして、今年度中に歩道の詳細設計を終えられると聞いております。その詳細設計におきまして、上下水道の埋設にも考慮した設計がなされているところでございます。今後、奈良国道及び本町上水道課、下水道課との協議も進めながら、歩道の詳細設計との整合を図られるよう埋設協議等の対応を行ってまいることとなっております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 先ほど、今後のスケジュールに対してお聞きしましたけれども、今年の、平成23年度の夏ごろから各地権者の方々へ具体的に用地協力の折衝にお伺い出来ると聞きました。また、工事着手につきましても、平成24年度、来年度からの予定で計画されていると聞きました。それと、用地の地権者の方々の境界立会印も100%もらったということで、事業がどんどんどんどん進められているのに安心をいたしました。また、今のご回答では、上下水道管も関係機関と協議しながら設計図面にも予定していると、基本設計にも予定しているということでお聞きしまして、安心いたしました。色んな、今後、折衝の中で、また難題とか色々発生するかとも思いますが、周りの方もよりよい歩道が設置されるよう期待されておりますので、よろしく進めていただくことを期待いたしまして次の設問に移らせていただきます。

3つ目は、斑鳩町景観条例についてであります。当町は、県内でも有数の歴史的遺産を有する景観形成地区として県から指定を受け、当町も独自の景観条例策定をして町の景観を守っていこうと、今、計画されております。特に、当町の景観条例の中では、区

域を4つに区分し、自然あるいは田園、歴史、また市街地景観区域として、各特徴を生かしたバランスのよいまちの景観を目指していくとのことですが、条例等の言葉では、色々理解しようと思うのですが、実際どのような景観になっていくのか、当町の行き着く先の景観が、頭の中でイメージとして想像出来ません。このことについて、将来のあるべき斑鳩町の姿を想像出来るような将来像を説明していただくことは出来ないでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 斑鳩町景観条例でございます。このたび、斑鳩町景観計画及び斑鳩町景観条例を策定いたしまして、このそれぞれにおきましては、景観形成の目標として、「魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出」を掲げているところでございます。長い歴史の中で育まれてきました自然、田園、歴史がつくり出す景観を保全いたしまして、近年の住宅開発や幹線道路沿道の土地利用、さらには今後の都市基盤整備により生み出される市街地としての景観を調和させ、新しい斑鳩の里の景観を創出することが求められているところでございます。

本町の景観の将来像ということでございますが、この4つの景観区域のうち、自然景観区域と田園景観区域では、主として山林の荒廃や耕作放棄地への対策を講じまして、今以上に緑豊かで広々としたのどかな景観を目指します。また、歴史景観区域では、主として歴史的な町並みなどの保全と景観資源としての活用をもとに、町民だけでなく観光に訪れる方々にも親しまれる景観を目指します。また、市街地景観区域では、主として周囲の自然、田園、歴史の各景観を損なわないように、建築物の高さを現状の低層に保ちながら、落ち着いた住宅市街地の景観をそれぞれ目指したいと考えております。

また、景観区域内で重点的に景観形成を図る必要があります重点景観形成区域のうち、幹線道路沿道区域では、町外から車で本町へ訪れる方々が最初に本町の印象を感じられる景観であることから、建物の外観は奇抜な形態、意匠を避け、既存路線、新設路線共に良好な沿道景観を形成し、またJR法隆寺駅周辺地区にも、斑鳩の玄関口として本町の印象を大きく左右する地区でありますことから、JR法隆寺駅周辺整備事業などにより生み出される新たな景観が、斑鳩の里の原風景と調和しにぎわいのある市街地景観を形成するよう計画推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） より具体的な言葉でご回答をいただきまして、何とか将来の斑

鳩町の出来上がった景観のイメージを、今、頭の中で浮かべようと考えていました。この条例の推進には、道路沿道沿いにお住まいの住民の方々、また各商店等の協力が必須となってくると思います。これらの協力者の方々との協議につきましては、これから時間をかけて、適切な景観を守っていくために一つ一つ解決していく本当に辛抱強い努力が今後必要かと思われまます。どうぞ頑張ってください、よりよい景観を守っていただけるよう遂行していただくことをお願いいたします。そして、町外から本町に来られた観光客、あるいは訪問者の方々が、一目で斑鳩町の目指す景観を実感出来るような様子を希望しておきます。この問題につきましては、以上で終わっておきます。

次に、4つ目の当町の財政健全化についてお聞きします。

平成の大合併も一段落し、当町は単独で再出発しました。地方自治を今後行っていく上で、数年来の、財政健全化に向けてあらゆる事業をチェックし、各事業に優先順位をつけて、必要の度合いの乏しい事業については出来るだけ削減し健全化を図ってきたところと一定の評価をしておりますが、最近の少子高齢化、また人口の減少化、あるいは経済状況の悪化を見ますと、決して将来の地方自治は明るいものとは思いません。代表監査委員様からも常々、たゆまぬ施策の努力が言われているところですが、私もこの町で生まれこの町で一生を終えたいと願っておるところの一人ですが、町財政の健全化の施策について、今後の施策についてお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 右肩上がりの成長が期待出来ない現状では、「入るをはかりて出ざるを制す」、つまり歳入の範囲内で歳出を決めることが重要であると考えております。そうした中で、施策の重点化を図りながら、歳入の範囲内で行政が担うべきものを選択し、限られた財源をそれらに集中していかなくてはなりません。私は、財政の問題については、これに尽きるのではないかと考えているところであります。

このことを基本に、平成23年度予算におきましては、引き続き税収が減少する厳しい中で、各幼稚園へのエアコン整備、子宮頸がんや小児用肺炎球菌ワクチン等への接種助成、可燃ごみ積みかえ施設の整備、（仮称）地域交流館の整備など、新たな施策を展開しつつ、かつ、財政調整基金を取り崩すことなく予算編成を行ったところであります。

今後におきましては、社会経済状況の先行きが非常に読みにくい状況と認識しているところであります。最近の国政の動向についても非常に危機感を感じるところであり、その方向によっては、瞬く間に財政状況が悪化するという可能性も十分予測されるところ

ろであります。

これらのことから、厳しい選択を迫られることもあるのではないかと大変危惧しているところでもあります。当然のことながら、これまでの町独自の施策を含めサービスの後退がないように努めてまいります。そうした事態となりますと、使用料、手数料等の改定、町独自の事業の見直しなど、歳入をふやす、または歳出を抑えることを行わなければならないということになるのではないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 社会情勢がころころ変化する中、また国政の動向も変化する中、地方財政の健全化もその時代に即した適切な施策が必須であると考えます。ただ、何回も言いますが、人口の減少化、少子高齢化は、今後の傾向として避けては通れない現状です。これは、少なからず財政を圧迫していくことにつながります。今、ご回答の最後の方に、住民サービスの後退がないよう、各使用料や手数料の改定、あるいは事業の見直しと申されましたが、私はもっとこの点を重視し、歳入をふやし歳出を抑えることをやるべきだと考えております。後日また予算委員会等も開催されますので、私の意見も述べたいと思うところですが、この財政健全化につきましては、毎日休まず一歩一歩進めていっていただけることを希望いたしまして最後の質問に入らせていただきます。

最後は、地方自治体への権限の移譲についてであります。報道関係では毎日のように、奈良県が関西広域連合に参加していないことや、道州制の広域地方自治体に移行していくことについての地方の動きについて報道されています。これは、地方は国からすべての権限を譲り受け、地方独自に各地方に適合した施策をやっていききたいとの行政改革の動きであると考えております。この動きを観察した報道を見た国民あるいは住民の方々は、今の行政構造の行き詰まりを一方では感じられ、国から地方への権限移譲について考えられているところかと思えます。大阪府や愛知県では、選挙で住民の意思を問われ、新しいうねりが感じられるのも現実であります。

こういった中、地方自治体の今後の国から地方への権限移譲についてどのようにお考えなのか、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 現在、国が推し進めようとしている地域主権改革は、これまで行われてきた地方分権への動きをなお一層進展させ、住民に一番身近な基礎自治体が、各地域の実情や住民ニーズにこたえる行政サービスを提供出来るようにしていくというの

がその基本的な考え方であります。こうした考え方で地方に権限が移譲されることについては、ある意味では大変意義のあることであると考えております。

しかしながら、一方で、各地域の立地条件等が異なる状況の中にあつて、地方分権の名のもとに、地域に密着した行政分野をすべて基礎自治体が担うべきという考え方には疑問を持っており、地域間格差の問題をすべて地方の責任に押しつけるだけでは格差の是正は進まず、むしろ固定化、拡大するおそれがあるのではないかと考えております。

住民に身近な市町村が行政サービスを提供することは大変重要なことではありますが、サービスの格差を是正できるのはやはり国であることから、地方の特徴に応じた多様な制度を認め、地域の独自性を発揮するために、真に必要な権限のみを移譲していくことが望ましいのではないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、浦野議員。

○10番（浦野圭司君） 今、ご回答を受けましたけれども、私も、国から地方への権限移譲をされるときは、地域のそれぞれの独自性を発揮するために、真に必要な権限のみ移譲すべきと同感いたします。今後、国と各地方が協議の場を持って適切な権限移譲と、またそれに見合った税源移譲がされるよう希望いたしまして、私の議員生活の最後の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、10番、浦野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日は、午前9時から一般質問をお受けいたします。定刻にご参集をお願いいたします。

これをもって散会いたします。ご苦勞様でした。

（午後1時41分 散会）